

議 事 日 程 (第2号)

平成30年3月5日(月) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第23号 | 湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定について |
| 日程第2 | 議案第24号 | 湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第3 | 議案第25号 | 湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第4 | 議案第26号 | 湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第5 | 議案第27号 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第28号 | 湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第7 | 議案第29号 | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第30号 | 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第31号 | 湖西市立図書館条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第32号 | 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第33号 | 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第34号 | 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第35号 | 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第36号 | 湖西市健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第37号 | 湖西市営火葬場条例及び湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第38号 | 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第39号 | 湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第40号 | 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第19 | 議案第41号 | 湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第20 | 議案第42号 | 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第21 | 議案第43号 | 湖西市構造改善施設条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第22 | 議案第44号 | 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第23 | 議案第45号 | 湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第24 | 議案第46号 | 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第25 | 議案第47号 | 浜名学園組合理約の変更について |
| 日程第26 | 議案第48号 | 平成28年度住吉地区命山整備工事の工事請負契約の一部変更について |
| 日程第27 | 議案第49号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第28 | 議案第50号 | 平成29年度湖西市一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第29 | 議案第51号 | 平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第30 | 議案第52号 | 平成29年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第31 | 議案第53号 | 平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第32 | 議案第54号 | 平成29年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |

| | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第33 | 議案第55号 | 平成29年度湖西市水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第34 | 議案第57号 | 平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第35 | 議案第58号 | 平成30年度湖西市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第36 | 議案第59号 | 平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第37 | 議案第60号 | 平成30年度湖西市公共下水道事業会計予算 |
| 日程第38 | 議案第61号 | 平成30年度湖西市水道事業会計予算 |
| 日程第39 | 議案第62号 | 平成30年度湖西市病院事業会計予算 |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 議案第23号 湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、10番 竹内祐子さんの発言を許します。竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子です。議案第23号について、2点ほどお伺いいたします。

1点目。県から移譲されますが、課題となるようなことは何かあるか教えてください。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

現在、地域密着型サービス事業者の指定及び指導の業務については、長寿介護課介護保険係において担当しているところでございます。

今回新たに指定居宅介護支援事業者の指定及び指導の業務が加わることとなりますが、その業務量の増加に対しまして、指導体制や職員の専門性の確保が課題になってきようかと思っております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん、よろしいですか。

○10番（竹内祐子） 課題点について、今2点ほど指摘がありましたので、そのことについては十分配慮されてやっていただきたいと思います。

では2点目の、規則についてはいつまでにつくられるのかを伺いたいと思います。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 現在、規則の案を湖西市例規審査委員会において審査中でございます。今後、条例と合わせまして平成30年4月1日施行をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） この規則については、県のほうの規則をやはり参考にするとか、そういう何かひな形のようなものがあるのでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 省令のほうで基準的なものは示されておりますので、基本的にはそちらに倣って制定をしていくようにしたいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。4月1日より使えるように、早急に準備をお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、10番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第2 議案第24号 湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに4番 高柳達弥君の発言を許します。高柳達弥君。

〔4番 高柳達弥登壇〕

○4番（高柳達弥） 4番 高柳達弥です。議案第24号について伺います。

質疑の発言要旨につきまして、2項目ということで書いてございますが、まとめて質問させていただきたいと思います。

広報部門を観光交流課に移し、観光・広報部門を一体化して情報発信を強化することには大賛成でござ

ございます。しかし、今まで広報は企画にあり、市全般について、市の方針とか施策、また市長の政策の進め方とか考え方などを報道、発信する部署としてとられていましたが、例えば国では官房長官とか報道官というのが国全体のことについて広報するというようなところでありますが、広報が市民経済部の所管になって、今までのような役割は秘書課で広報・広聴として今までのようにやっていくということで考えてよいのかどうかということを伺いたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（二橋益良） 総務部長。登壇して願います。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

人口減少に歯どめをかけ、定住人口を拡大していくためには、市内外に本市の魅力を発信していくことが重要であると考えております。

そのためには、広報こさい、ウェブサイト、SNSなどの広報媒体を活用し、市政や観光に関する情報を一元的に提供する部署が必要であります。

また4月1日には、浜松市、湖西市をマネジメントエリアとし、観光関連機能を集約した組織、仮称「浜松・浜名湖DMO」が設立されます。本市も職員1名の派遣を予定しておりますことから、今後はDMOと観光交流課との連携によりまして、本市を含めた浜名湖観光圏のPR活動も活発化するものと考えております。

以上のことから、市民経済部商工観光課の観光部門と広報部門を統合し、さらにはふるさと納税業務も加える中で、新たなプロモーション施策の展開・強化を図るべく、広報部門を市民経済部に移行したものでございます。

また、広報及び広聴業務につきましては、各事業を所管する担当部署においておのおの実施をしており、その総括・調整役としての業務を広報こさい、市役所だよりを発行する秘書広報室が担っております。

新年度の組織改編により、広報業務は観光交流課、広聴業務は企画政策課がそれぞれ調整役となりますが、これまでと同様、各事業にかかわる広報または

広聴は、所管する担当部署において実施をしておりますので、特段の支障はないものと考えております。むしろ、それ以上に観光と広報の連携・強化がもたらす相乗効果や波及効果に大きな期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） 了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、4番 高柳達弥君の質疑を終わります。

続いて6番 佐原佳美さんの発言を許します。佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） お願いいたします。議案第24号、健康福祉部地域福祉課の福祉総務係を福祉総務係と保護係に分けた理由を教えてください。また、保護係担当の人員は増員するのか。よろしく願いいたします。

○議長（二橋益良） 総務部長。登壇して願います。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

現在、生活保護業務につきましては、福祉総務係においてケースワーカー3名、査察指導員が1名で行っておりますが、査察指導員を初め生活保護業務以外の業務も兼務して行っており、県の指導監査において兼務の解消を指導されております。

そこで今回、保護係を新設し、生活保護業務を専任で行い、充実を図ろうとするものでございます。なお、保護担当の人数につきましては、増員は予定しておりません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ちょっと詳しくお聞きしますが、では、査察指導員の方の兼務を解いて、総務係のケースワーカー3人と査察指導員の1人と、4人を保護係とするということですか。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（森 宣雄） 保護係は4名体制という考え方をしております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番(佐原佳美) では総務係という部署もあるわけですね。そこは足らなくなるainんですか。

○議長(二橋益良) 総務部長。

○総務部長(森 宣雄) 現在、地域福祉課の人数ですけれども、全体では1名増員を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長(二橋益良) 佐原佳美さん。

○6番(佐原佳美) わかりました。福祉事務所のくくりの部分がありますね、地域福祉課、子育て支援課、長寿介護課。そこ全体で見ますと、県から指導を受けたということは従わなくてはいけないと思えますけれども、今何が一番必要かという、地域包括ケアシステム係とか、やはり共生係だとか、共生という長寿だけでなく地域福祉も含まれますけれども、やはりそこの考えも今後はどうか、まだ来年にどうか、先になりますけれども、やはりそういうものも考えていっていただきたいなという思いはあります。思っただけ伝えて、質問はわかりましたので終わりといたします。ありがとうございます。

○議長(二橋益良) 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて5番 楠 浩幸君の発言を許します。楠 浩幸君。

[5番 楠 浩幸登壇]

○5番(楠 浩幸) 5番 楠 浩幸でございます。私のほうからも議案番号は第24号です。

平成30年度の組織改編に伴って新設されます組織のうち、観光交流課と産業振興課という課が新しく設置をされるというふうに向っておるんですけれども、この設置をされる理由と、またとりわけ産業振興課におきましては1次産業と2次産業、3次産業、3つの産業が重なるわけですから、おのずとして新しい産業が生まれてくるのかなというふうな期待を込めて、強化される事務をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(二橋益良) 総務部長。登壇してお願いします。

[総務部長 森 宣雄登壇]

○総務部長(森 宣雄) お答えをいたします。

観光交流課につきましては、市政や観光に関する情報を一元的に提供する部署を設置することにより、本市の魅力を広く内外にPRするための各種施策の強化を目的としております。また、新たに設置されます仮称「浜松・浜名湖DMO」との連携により、本市を含めた浜名湖観光圏の新たなプロモーション施策の展開・強化にも期待をしているところでございます。

産業振興課につきましては、本市の基盤産業であります農・漁業と商工業の連携により、販路の拡大や6次産業の発展に向けて取り組んでまいります。また、新年度からは静岡県東京事務所へ職員派遣を予定しており、首都圏の企業等に対し、本市の産業全般についての情報提供が可能となりますことから、企業誘致活動の強化はもとより、地場産品等のPRにも期待が持てるものと考えております。以上でございます。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 新しい産業に向けて期待をするところなんですけれども、予算の審議中ではありますけれども、先ほど東京の事務所1名というふうなお話でしたけれども、人員の強化は図られるのでしょうか。

○議長(二橋益良) 総務部長。

○総務部長(森 宣雄) 今回新たに農林水産課と商工観光課の商工労政部門と商業部門が一体になりますので、なかなかそれを人数的に比較というのも難しいですけれども、とりあえずそれぞれのものもとの人数を比較しますと、東京事務所への派遣1名分が増というふうな形になろうかと思っております。以上でございます。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 東京のほうへ行かれる方は純増という形でよろしいですか。

○議長(二橋益良) 総務部長。

○総務部長(森 宣雄) はい、そのとおりでございます。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 稼ぐ力を推進していくという意味合いでは、非常に期待をするところなんです

れども、東京のほうの事務所へ1名、常勤で配置をされるということなんですけれども、期待できる成果のようなものを少し伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（二橋益良） では副市長。答弁お願ひします。

○副市長（田中伸弘） お答えいたします。

東京事務所に、今職員を選考しております、4月から派遣をするということで、県のほうとも今最終の調整をしているところでございますが、やってもらう職務としましては、今東京に送るということですが、県の東京事務所でございますので、4月からは県の職員の一員として働いていただくという身分になります。そういうことから、湖西市のことだけを東京でやるということではなくて、県全般の広報、PR、それから企業誘致について、東京事務所ではかの市町からも派遣してきた職員と一緒にやっていくということになります。

そこで期待される効果ということでございますが、一つは12月市議会の御質問のところの答弁にもありましたが、要はいろいろ湖西にも企業がございしますが、本社機能というのは東京にあるということが多々ございます。そういった意味で、その企業の経営方針とかそういったものというのは、東京のほうにいたほうがダイレクトに情報が入ってくるというメリットがございます。特に東京事務所の企業誘致のほうは、ゼネコン関係、それから金融関係がいろいろ情報を持っているところで、そういったところを中心に企業誘致活動の情報交換とか回っておりますので、そういった、これから企業が投資しようというときに、静岡県またはこの浜名湖周辺の地域を東京の方というのはどういうふうに見ているのかと、そういったことがじかにわかると思います。

それから、あとは先ほどの組織再編でもございましたとおり、工業関係のみならず、農産物なんかのものもおのずと、要は東京都が一大消費地でございますので、そういった方々、都民の方などがどのような農産物という趣向があるのかと、そういったものもおのずと情報が入ってくると思います。そうした中で、実は大消費地が望むものというのが、実は

湖西の中にうずもれている農産物というのもあるかと思ひます。たまたま、まだブランド化ができていないだけで、知られていないだけで、食べてみれば、ほかの地域でつくられた農産物よりとてもおいしいというものもあるかと思ひます。そういったところが湖西市内にただけではわからない面、要はほかから湖西を見てみるという視点が大事だと思ひます。

そういった意味で企業誘致はもちろんのこと、いろいろと東京の面から湖西のほうを眺めてみて、こんなことが足りないというのが、行ってみて肌で感じて帰ってきてもらえればなというところが思っているところでございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） リサーチにつきましては、よく理解ができました。期待をするところでございます。

ただ、もう4月から派遣ということなものですから、やはり企業誘致をするに当たっても湖西市内の産業の構造ですとか、強み弱みを熟知をされて、こういうメリットがあるよ、こういう、まあデメリットは余り申し上げることはないかと思うんですけども、しっかりと産業構造ですとか、農産物についても強み弱み等々、しっかりと勉強なさってという中では非常に短い時間だと思ひますけれども、スペシャリストを送っていただけるのかなというふうにご期待をしております。了解をいたしました。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。引き続き議案第24号についてお尋ねをいたします。

実は先ほどの高柳議員の懸念については、私も同じ思いをしております、答弁を聞いておまして、考え方は理解をいたしました。

今回、少し従来とは違った発想での御提案なのかなというふうにご受けとめておりますけれども、先般

より新年度予算の説明をお聞きしていますと、今回の組織改編は影山市長さんの積極姿勢のあらわれだというふうを受けとめておりまして、より連携が必要な部門を統合するなどして執行体制を強化すると、そういう狙いだということかと思えます。推測をするに、少人数の課や室がふえるのではないかなと、そういう懸念からお尋ねをしたいと思えます。

まず、契約検査室、それから秘書室、それと観光交流課は、それぞれの程度の配置人員を考えておられるのかを教えてくださいたいと思えます。何でそんなことを聞かかということですが、職員の資質にもよりますけれども、一概に申しませんけれども、少人数の課や室が多くなると、その分管理職もふえると、そういうことで、結果的に人件費が削減が難しくなるという、そういう観点からのマイナス面があるのではないかと思います。今回は、一方では分掌事務がふえる課が、逆に、切り離してくっつけるということがございますので、連携の都合とは申せ、課ごとのバランスを含めて、どのようなふうを検討されたのか教えてくださいたいと思えます。お願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。登壇してお願いします。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

配置人数は、契約検査室におきましては室長を含め3名で、非常勤職員を含めた系の体制は変わりません。秘書室につきましては室長を含め3名となり、秘書担当の体制自体は変わりません。観光交流課は現在の商業観光係の4名に広報担当2名を増員し、あわせて仮称「浜松・浜名湖DMO」への職員派遣も予定しており、課長を含め8名体制を考えております。また、ふるさと納税業務には再任用職員と非常勤職員を配置する予定でございます。

組織改編におきましては、関係部課長とのヒアリングを行い、分掌事務や業務量を十分に精査する中で、少人数の部署となることのデメリットや他の部署とのバランスの問題点なども考慮しつつ、事業量に見合った人員配置であると認識をしております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 施策、仕事の進め方を強化する意味で、こういう少人数でやらなければならないという、そういう事情もあるかとは思いますが、先ほど申し上げましたように、余り小さい課が幾つもできるというのは、いかがかなというふうに思いますので、今後も随時見直しがなされると思いますので、その辺も含めて、人件費が余りふえないように努力をお願いしたいと思います。質問終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対する質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第24号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第25号 湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに8番 吉田建二君の発言を許します。吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 8番 吉田建二です。発言の

お許しをいただきましたので、質問させていただきます。

このたび、条例の見直しにより、一部は規則に委ねると、このような条項を、そして条項整理されたと説明がございました。規則については、男女共同参画審議会ではどのように協議されましたか。お尋ねいたします。

ここでいう規則についてはというのは、規則で定めるとして、条例の条文から外した事項などについては審議会ではどう協議されたか、こういう意味合いですので、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 企画部長。登壇してお願いします。

〔企画部長 松本裕行登壇〕

○企画部長（松本裕行） 御答弁をさせていただきます。

審議会では、現在の社会情勢、制度改革がかなり速い速度で進んでいる環境の中で、条例の中で規定すると、その後の変化や運用面で窮屈になってしまうのではないかという問題もございまして、条例においては、まとめることができるものはできるだけまとめ、規則においては、ないがしろにして省くわけではございませんけども、付随的または軽微なものは、対処がもう少し柔軟にできるような項目として整理し直したらどうかということの御協議をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 軽微なものは規則としてめり張りをつけて条例と振り分けていったとこういうことでございます。

規則は市長が作成して定めていくのが一般的でございますが、審議会でも規則にかかることについても協議をしていただいて、意見を提示してもらい、それらを参考にして規則を策定していけば、より質の高いものができるのではないかなどこんなぐあいに感じたところでございます。

では次の2番目の質問をお願いします。

男女共同参画審議会は、見直し案をまとめられたとき、一部の新聞に「見直しされた内容は改善とは言えないのではないかと」と、このようなある著名人

の意見が掲載されました。これについて、審議会ではどうされましたか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 平成29年12月7日に審議会が市長に対し条例の改正について答申をされました。その翌日、12月8日に新聞記事が掲載されました。新聞記事が掲載された後、事務局から審議会に対し、記事の内容について参考に情報提供をさせていただきます。

審議会といたしましては、審議会の見直し案は12月7日の時点において表現が妥当であると審議により結論づけられ、審議会が新たに会議を行うことは想定しないし、必要はないと捉えているとの御判断をいただきました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 批判にひるむことはないと思いますが、広く意見を聞いて参考にしていくことも大事と考えます。内容によっては次の改正につながっていくと、このようなものもあるではないかなと思います。

今回は妥当であるということで、特にすぐには対応されなかったということでありますけども、その後の今回の提案された条例案を見ていっても、それなりに工夫をされ、また改善がされてるなとこういうぐあいに受けとめております。

いわゆる、常によりよいものに向けて努力していただくことが大事であるということで、こんな点を考えてるし、その点を期待していることを申し上げて、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君の質疑を終わります。

続いて1番 福永桂子さんの発言を許します。福永桂子さん。

〔1番 福永桂子登壇〕

○1番（福永桂子） それでは、議案第25号に対して質問いたします。

まず、現行条例の制定にはどのような過程、手続をとられたのか。またパブリックコメントなどでは

どのような意見が出たのかを伺います。

○議長（二橋益良） 企画部長。

〔企画部長 松本裕行登壇〕

○企画部長（松本裕行） 御答弁をさせていただきます。

湖西市男女共同参画審議会の前身となる男女共同参画推進市民懇談会におきまして、平成25年から勉強会を含め7回にわたって条例案について議論し、平成26年8月から9月にかけてパブリックコメントを募集しました。その後、例規審査を経て平成26年の12月議会に上程、その際、現行条例は表現及び構成に多くの異論が出されているということから、構成も含めた積極的な修正を行うことを強く要望するとの附帯決議をいただいた中で、可決され、制定されたところでございます。

パブリックコメントでは、条例を制定することによって市民が理解し、意識を深めるきっかけになる。個々の努力によって改革、改善されるのは難しく、条例として制定されることに重要な意味がある。女性の権利だけではなく、男性にとっても生きやすい社会を目指す条例である。などの御意見をいただいたところでございます。以上であります。

一部、私の冒頭の答弁の中で訂正をさせていただきます。

冒頭、湖西市男女共同参画審議会の前身となる男女共同参画推進市民懇話会であるところを、懇談会と申しました。懇話会でございます。訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。よろしいですか。

○1番（福永桂子） 今、7回ほど審議いたしましたということと、また講演会もされていたと思います。地域に丁寧な説明が行われたという理解でよろしいですね。また、パブリックコメントの意見なんですけども、女性みずからの決定が語気が強いとか、また構成がわかりづらいという意見は市民からは出ていないということですね。その理解をいたしました。

条例に対する附帯決議なんですけれども、それは政治的效果でありまして、法的拘束力は持たないのは御存じのとおりですけれども、この附帯決議は尊

重しなければなりませんけれども、この決議を意識して、その後の運用を図っていく、説明していくということではなく、条例の改正までしなくてはならない理由を教えていただきたい。また法的根拠があるのでしょうか。教えてください。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） お答えをさせていただきます。

まず、法的根拠云々というよりも、この議案、この25号議案にかかわらず、上程をしまして、その上程に対していろいろなさまざまな御意見がある。その御意見については当然市民の意を含めた議員の皆様からの御意見でございますので、その御意見、それが附帯決議であったり、提言書だったり、いろいろなメニューのものがございますが、それは市民の意として、それを真摯にこちらのほうで捉えて、それを改正すべきものは改正するといった運びで今回はこの条例改正に至ったという説明で御理解をいただけますでしょうか。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） わかりました。法的根拠ではなく、政治的效果を当局が受け入れて、このように改正していったということとして理解いたします。

それでは2番目に入ります。

一部改正に当たり、外部組織などからアドバイスを受けたのか。またパブリックコメントの実施や他の市町村の条例表現を参考にしたのか伺います。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 一部改正するに当たり、湖西市男女共同参画審議会に諮問し、答申をいただいております。

今回の改正につきましては、現行の考え方を変更するものではございませんので、パブリックコメントは行っておりません。

表現につきましては、制定時の附帯決議、平成29年2月の議会からの提言及び審議会の答申を尊重しつつ、国の基本法や県条例はもちろん、先進市である、これは議会のほうも行かれた川口市、また越谷市、富士市、横浜市などを参考とさせていただきます。その他10市以上の条例を確認して、これに至

ったというものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） この条例というのは大変非常にデリケートな問題を含んでおると思うんですね。また、極めて専門的な領域ですので、それなりにしっかり議論をして、正しい認識のもと、最近の動向も見据えて考えていかなければならないと思います。いろいろと研究なさったようですけども、男女共同参画について、特別に研修をされたということは、職員の中でありませうか。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） この条例改正に当たってということでございますでしょうか。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） そうです。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 条例改正に当たっては、ただいま御説明をさせていただきました審議会に御協議をいただいて、それをこちらのほうで、審議会のほうで御議論をいただいて審議をさせていただいて、それでその答申に基づきまして、先ほどから言っている国だったり県だったり他市を参考にし、ということとで技術的な、またはその中では条例の専門的な分野の中での審査ということを進めておりまして、特にそのための研修をしたということであるとすると、そういったことはしておりません。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 先ほど申し上げましたように、専門的な領域ですので、やはりこういうふうな改正するに当たって、既にこれを現状こう制定したときの教授なり、また他の極めて専門的なことに対しても受け答えできるような人を呼んで研修するのが、いいことではないかなと私は思います。

では、パブコメをとられていないというんですけども、その理由は何なのかということと、これ、市民のための条例ですから、意見をもらうのは大変大事だと思うんですね。特にこの男性の参画促進なり、多様な性を持つ人々の人権についての配慮なり、多文化共生、防災及び災害復興に男女双方の視点な

どを入れるというような、大変湖西市の地域に合った進歩的な条例として制定された意義が大きいと思うんですね。だからこそ、市民にこの分野の知見を高めてもらって、そして意見をいただくということは大事なことだと思います。改正されるのはそれはなぜなのかということも、市民が知っていくことも大切だと思いますので、パブコメをとられていないその理由を教えていただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 繰り返しになりますが、先ほどの答弁の中でも言っておりますが、今回の改正につきましては、現行の考え方を変更するものではないという判断から、してございません。以上であります。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） パブコメはとるべきであったと私は思っております。

では3です。

改正案は現条例と比較して、市民に対してどのようなメリットがあるのかを伺います。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 理念条例でございますので、市民に対してわかりやすい条例とすることで、その分野の関係者だけではなく、市民の支持を受け、市民が理解していただくことができるものと考えております。

それにより、市民お一人お一人の意識を高め、ともに暮らしやすい社会を目指すことができるというふうに考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 条例は、その中に考えられる事例について、当然条文に表現されていなくても読めるようにしておく必要があります。特に具体的なことを削除、厳選してしまうと、もっとその表現によって読めるようにしておくことが大切になってくると思うんですね。それが市民に十分に読み取られて、伝わっていると、改正の条例はそうであると思ってらっしゃいますか。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） そもそもという失礼な言

い方をしてはございませんが、制定時に振り返ってみますと、いろいろな皆さん制定されるときに賛成の中でもいろいろな御意見がございまして、否決をされた方にもいろいろな御意見がございまして、その中では、そもそもという言葉になるんですが、理念条例であると、そんなにたくさんの項目を入れることによって複雑にすることはという御議論もございました。内容が重複している、わかりづらいといったことから、どうしたらということから、いろいろ提言ですとか、附帯決議、それを先ほど来から申し上げている、こちらで審議会の専門的な方も、弁護士だったり、いろんな方もございました。その中で御審議いただいて、民意もございました。それを踏まえて今回の改正に至るということから、皆さんに理解していただける、わかりやすいというふうに現時点では考えているというところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） では、条例の第3条第6号の中で、行政の協力が得られない場合の規定がないんですけれども、そういう事項も当然今の改正条例で読み込めるとおっしゃっているわけですか。

○議長（二橋益良） 福永桂子さんに問い合わせしますが、今3番の質問でございますので、これに限って質問をお願いしたいと思います。福永桂子さん。

○1番（福永桂子） では、後で聞くことにいたします。

それでは4に入ります。

条例全体にわたる条項の整理がなされたことにより、構成、用法、表現が修正され、具体的に項目立てされていたことが、全体的に厳選、削除されているが、改正案でも内容的には従来の内容は継続して含まれると考えてよいのか伺います。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） お答えをさせていただきます。

改正案において、施策の根幹をなすものにつきましては、従来の内容が継続して含まれているものでございます。

繰り返しになりますが、今回の改正は現行条例の

可決時の附帯決議において、「表現及び構成に多くの異論が出されていることから、構成も含めた積極的な修正を行うことを強く要望」されたこと、さらには「条文の表現を見直し、条項の整理を行うこと」との提言を踏まえまして、積極的に今回見直しを行いました。

なお、現行条例は全体的に用語の重複や長文が目立つということから、法制執務の観点や他市の条例を参考に、市の施策を一つの条例にまとめたり、簡潔化することで、市民にとって読みやすい条例に見直しをいたしました。

失礼しました。先ほど、市の施策を一つの条例と申しましたが、市の施策を一つの条にまとめて簡潔にしたというものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 簡潔にされることを聞いてるのではなくて、それはそれで一つの選択肢かと思えますけども、内容的には従来の内容が継続して含まれていると考えてよいのかというところを、もう一度ちょっとお答え願います。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 冒頭述べましたが、改正案においては、施策の根幹をなすものについては継続して含まれているというふうに説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） では、その根幹をなすものを置いたことによって考えられる事例については、当然その条文に表現されていないけれども読み取れるようにしているとおっしゃっているわけですかね。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 繰り返しになりますが、結論はそうございまして、制定時に、まず理念条例であるという御議論、異論、異論という言葉が失礼かどうかわかりませんが、いろいろな御意見がありました。そういったことを立ち返ったときにどうかということの見直しをしたということを繰り返し申し上げますをさせていただいているんですが、結論としましては含まれているというところで御理解をいただかせませんでしょうか。以上であります。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 読み取れない箇所もあるとは思っております。

では5に入ります。

第11条第2号「男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民などと協力し、積極的格差改善措置を講ずるよう努めること」とあるが、これを強力に進め過ぎると、かえって格差を表面化してしまうといったマイナスも考えられるので、この表現の具体化には十分な配慮が必要と考えるが、行政はどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 積極的格差改善措置を講ずるよう努めることとしており、市が努力すべき事項として規定したものであります。また、条例の第2条第2号において、積極的格差改善措置の用語を定義しており、あらゆる分野において男女間に格差が生じている場合に、必要な範囲において活動に参画する機会を積極的に提供することとしております。

市といたしましては、将来に向け、活力ある社会を維持していくためには、多様な人材を活用し、新たな発想を取り入れていくことが重要であり、多種多様な手段のうち、分野や実施主体の特性に十分配慮し、実効性のある積極的格差改善措置に取り組んでいくべきであると考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） ここで、生じないようにするという言葉が使われておるわけですがけれども、この生じないようにするは、事前予防の意味合いが強いわけですね。この予防措置として、今市は何を具体的に考えられて政策として上げられていますか。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） お答えをさせていただきます。

御存じのとおりでございますが、第3次湖西市男女共同参画推進計画というのが改正をされまして、28年度からの計画、これ第3次でございます、その計画の中でいろいろなアクションプランという表現がよろしいか、いろいろな施策が展開されております。

例えば、防災の中でというお話が先ほどございました。その中で例えば避難所の中で女性の立場がというお話がございます。その中で一つの展開の中では28年ぐらいからですか、各地区の女性の方がそれにかかわっていただくということで、70名程度の、各地区ごとにですね、各地区の中、70名程度の御参画をいただいて、3回ほど研修をしている。これが3年目に至る。そういったことの一つの例でございますが、そういった計画もございます。といったことを、予防、予備、今後の展開の中で一つの事例を紹介させていただく中で、それに対応しているというところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） この予防措置がすごく強くなり過ぎると、かえって男性に対するとかの逆差別になってしまうということを私はちょっと懸念しただけであります。

そして、予防措置としたら教育の現場であったりとか、啓蒙活動であったりとか、そういうことが入ると思います。

それでは次行きます。

第3条第6号について、現行条例の表現は適切であると考えて、今回どのように考えて、この表現を改めたのか伺います。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 現行条例に規定されている「妊娠、出産等に関し、女性みずからの決定が尊重され」という表現は、女性のみで決定し、男性には話し合う権利がないとの誤解を生じさせます。条例は、その分野の専門家のみならず、一般住民にとって理解しやすいものでなければならず、国の基本法や県条例においても「決定」という用語を規定しているわけではございません。

妊娠、出産等の身体的当事者である女性の意思よりも他者の意思が優先されてはならないということは言うまでもございませんが、女性の意思を尊重した上で、両性が互いに性に関する役割と責任を果たし、当事者意識を持って協力し合うという基本姿勢を示す趣旨から、改めをしているものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） ももとの条例を見ましても、女性がみずから決定するとは書いてないんですね。女性みずからの決定が尊重されと書いています。これは、この尊重を入れることによって大変配慮的な条文になっているわけなんですね。だからそれを、女性が女性がと言ってるというふうに捉えることは、まずはないと思います。パブリックコメントでも普通に何も意見が出てなかったわけですね。と、私は思いますけれども、どうでしょう。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） いろいろな御意見があるうかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） それでは、現行の条文のまま、何ができなくて、何が困るのかということをやっと、もうちょっと詳しく御説明お願いできますか。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 一言ではなかなか、いろいろな皆さんの御意見があるということは先ほど来から審議の中でされております。

まずは誤解がされないような表現ということを先ほど来から申し上げておりますので、誤解がされない配慮、配慮というよりも市民の皆様が誤解しないような読みやすいものにしようということで、審議会からの答申もいただきましたし、それに合わせましていろいろな他市、国、県といった引用も含めまして検証したというところでございます。そういったところで答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 読み取り方だとおっしゃってるんだと思うんですけども、誤解をされるような条文にはなってないと私は思っております。ちょっと御答弁がよく理解できないのと、今おっしゃる課題や問題点が、現行条例でなぜできないかというところが、ちょっと腑に落ちません。でも質問するには至りませんので、7に入ります。

改正案の第3条第6号について、「相互に協力し合うこと」とあるが、何を相互に協力し合うと規定

しているのか伺います。

「妊娠、出産等に関して」は避妊の文言が入っていないがどう考えているのか伺います。

「その意思を尊重した上で」の「その」は何を指しているのか伺います。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） お答えをさせていただきます。

「相互に協力し合う」というのは、安全な性生活、妊娠、出産調整など、妊娠、出産を含めた生殖における全ての過程について、互いに理解を深め、協力することを指しています。

わかりやすくいうと、自分たちが子供を持つか持たないか、出産間隔、子供の数など、夫婦やカップルが個々の状況を踏まえ、互いに当事者意識と責任のもとで話し合う過程を重要というふうに考えてございます。

また、避妊という用語自体は「出産等」の「等」という部分に含まれており、「その意思」の「その」は「女性の」を指しているところでございます。

失礼しました。ちょっと訂正をさせていただきます。申しわけございません。

冒頭、安全な性生活、妊娠、出産調整と言ってしまうました。失礼いたしました。出生調節というのが正しい表現でございます。出生調節でございます。失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 今おっしゃったことは、相互に、相手がいることでありますので、相手がいなかった場合どうなるかということも考えなければなりません。特に第3条第5号に、家族を構成する男女の相互の協力ということは、役割とそして責任ということで規定がありますので、ここでわざわざ入れてくる必要もないのかなと思います。

それから、妊娠のこともありますね。避妊とかいう、次行きますか。

○議長（二橋益良） はっきり言ってください。

○1番（福永桂子） 次の妊娠、出産等に関しては避妊の文言が入っているかどうかということへの御答弁ですけど。後でやりますか。あ、されました。

私ちょっと聞き取れなかった。ごめんなさい。もう一度お願いします。

○議長（二橋益良） それでは再度お願いいたします。企画部長。

○企画部長（松本裕行） 全く繰り返しになりますが、「相互に協力し合う」というのは、安全な性生活、妊娠、出生調整など、妊娠、出産を含めた生殖における全ての過程について、互いに理解を深め、協力することを指しています。

わかりやすくいうと、自分たちが子供を持つか持たないか、出産間隔、子供の数など、夫婦やカップルが個々の状況を踏まえ、互いに当事者意識と責任のもとで話し合う過程を重要と考えています。

また、避妊という用語自体は「出産等」の「等」という部分に含まれており、「その意思」の「その」は「女性の」を指しております。

重複部分がございますが、ただいまのとおりでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 済みません。ありがとうございます。

「その」を「女性の」ということにしたほうが大変わかりやすいのではないかと思います。この条項そのものが抽象的でわかりにくくさせているんですね。相互に協力し合うことというところが、特に相互は相手が必要なことであって、では相互に協力しない、ことができない人はどうなのかということがうたわれていないこともありますし、そしてこちらの。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん、簡潔にまとめてください。

○1番（福永桂子） 大変これ、抽象的でわかりにくくなっていると思います。

一つは男女の健康状態を定める条項ではないこと。そしてもう一つは、一人で出産しなければならないとか、一人でみずからの意思を決定しなければならない状態の方々もいるということ。そのようなことを鑑みますと、この条例がいろんなことを入れ込み過ぎて、大変抽象的でわかりにくくしてあります。この条項は女性の妊娠と出産、それを女性みずから

の意思を尊重しましょう、そしてその後、心身や体の健康状態に配慮しましょうということを決めるものですね。男女の健康状態がどうのということを決めるものでもなく、男性がどうだということを決めるものでもなく、男性の男女共同参画については、ほかの条項で定めてあります。男女の健康状態については市が支援すると、ほかの条項でも定めてあるわけですね。

そういうことを鑑みますと、いろんなものが入り込み過ぎて、この条項に入れなくてもいいものが入り込み過ぎていて、大変わかりにくい。市民にとったら抽象的なわかりにくい条項になっていると私は思います。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん、ここは質疑の場でございますので、個人的な意見とか、あるいは意見を言う場所ではございませんのでよろしくお願いしたいと思います。答弁をいただきますか。

○1番（福永桂子） いいです。

○議長（二橋益良） いいですか。では終結してもいいですか。

○1番（福永桂子） はい。

○議長（二橋益良） 1番 福永桂子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上であります。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

本案に対して、1番 福永桂子さん、11番 荻野利明君から、お手元に配付した修正の動議が提出されております。

これを本案に合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。1番 福永桂子さん。

〔1番 福永桂子登壇〕

○1番（福永桂子） 議案第25号 湖西市男女共同

参画推進条例の一部を改正する条例に対する修正案を提出いたします。

お手元の資料の別紙をごらんください。まずは内容について読み上げます。

改正文、第3条第6号を次のように改めます。

第6号「男女が、互いの性を理解し合い、生涯にわたる心身の健康が確保されるとともに、妊娠、出産等に関しては、女性の身体的特徴に配慮し、その意思を尊重した上で、相互に協力し合うこと」を、第3条第6号を次のように改めます。第6号「男女が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産等に関し、その直接的負担を心身ともに負う当事者である女性みずからの意思が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。」に改めます。

では、提案の理由を述べさせていただきます。

提出改正条例案前の現行の条例第3条第6号は、女性に対する積極的格差改善措置の表現として適切であると思われませんが、附帯決議が議決されたことを鑑み、市民にとっても、よりわかりやすい条文に改めるよう提案するものです。

修正した項目を3項目に分けて御説明いたします。

1、「生涯にわたる心身の健康が確保されるとともに」を末文に置いた理由。

生涯にわたる心身の健康を享受する権利は、男女に保障されるべきですが、第3条第6号が規定しているのは、妊娠、出産等が女性の心身に長期にわたり影響を及ぼすことを考慮して、女性の意思を尊重すべきであるということ定めているものです。また、提出改正条例案の第11号第4号に、男女がともに生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、市が必要な支援を行うことが既に規定されています。

2番です。「その直接的負担を心身ともに負う当事者である女性みずからの意思が尊重され」の文言をつけ足した理由です。

妊娠、出産は女性に大きな負担がかかるものであることを明確に表現するとともに、妊娠、出産等に当たっては女性みずからの意思が尊重されなければならないという基本的な考え方を正確に表現することにより、提出改正条例案第3条第6号に対する市

民の理解をより深めることができます。

3番。「女性の身体的特徴に配慮し」と「相互に協力し合うこと」を削除した理由。

条文に男女が互いの性を理解し合いの文言があるので、「女性の身体的特徴に配慮し」という文言を改めて書き入れる必要はないと考えます。また、男女双方の意見が尊重されるべきことは当然ですが、男女共同参画とは機械的に男女双方の意見を認めることではありません。また、婚姻している男女や交際の男女を前提にして規定すべきではなく、そうでない場合もあることを前提に、多様な形態を想定すべきであると考えます。

この問題に関しては、最終的に妊娠、出産等の当事者である女性の意見がより尊重されるべきであることを明記しておかないと、妊娠、出産等の直接的負担を心身ともに負う当事者である女性の権利がより不利に規定されることになってしまうと考えます。

参考にも、第3条第5号に家族を構成する男女が相互に協力し合うことが規定されていることから、「相互に協力し合う」という文言は不要と考えています。以上です。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

修正案に対する質疑を行います。質疑のある方はございませんか。9番 加藤弘己君。

〔9番 加藤弘己登壇〕

○9番（加藤弘己） 9番 加藤弘己でございます。ただいまの修正案について、お聞きいたします。

平成26年12月定例会において附帯決議を議決し、本市議会において提言書を提出しており、議会としての使命を果たしているところでありますが、それをもって湖西市男女共同参画審議会を4回開催し、このたびの条例改正に至ったわけであります。この経緯についてどのように理解しているか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど来から政治的と発言されておりますけど、この政治的だというようなことはどういようなことか、御説明願います。

○議長（二橋益良） 1番 福永桂子さん。答弁お願いします。

〔1番 福永桂子登壇〕

○1番(福永桂子) 審議会が4回協議をしたという事はわかっておりますし、それはそれで尊重しなければならぬと思います。

ただ、これを改正する前に、この条例に附帯決議がつけられたこと、それはその内容とそしてなぜつけられたのかということをも市民にはっきりと伝わっていないこと。広報されていないこと。そしてその後、これを改正するに当たってパブリックコメントがとられていないこと。私は必要だと思えます。大切な市民の、地域のルールであるこの条例なので、市民が理解して、そして市民からの意見を聞いて、改正に至るということは大切なことと思えます。そして、附帯決議というのは法的拘束力を持たないという意味です。以上です。

○議長(二橋益良) もう一度お願いします。先ほどの答弁、もう一つございますので。

〔不規則発言あり〕

○議長(二橋益良) 暫時休憩とさせていただきます。よろしいですか。再開は11時30分といたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長(二橋益良) 休憩を解いて、それでは議案第25号の修正案に対する質疑がありましたけども、その答弁から進めさせていただきます。

1番 福永桂子さん。

〔1番 福永桂子登壇〕

○1番(福永桂子) 政治的効果についてお聞きされてるんですね。一つ引用したいと思えます。参議院ホームページ、参議院のあらまし、委員会の活動1の法律案の審査を引用したいと思います。

法律案が可決された後、その法律案に対して附帯決議が付されることがあります。附帯決議とは、政府が法律を執行するに当たっての留意事項を示したのですが、実際には条文を修正するには至らなかったものの、これを附帯決議に盛り込むことにより、その後の運用に国会として注文をつけるといった様態のものも見られます。附帯決議には、政治的効果があるのみで、法的効力はありません。というようなことが書いてあります。

条例も法律と同じ法令体系の中に入ります。解釈は同じでしょう。条例に対する附帯決議は法的拘束力を持ちませんとお答えしたのはそういう意味です。よろしいですか。

○議長(二橋益良) 9番 加藤弘己君。質疑ですね。こちらでお願いします。

〔9番 加藤弘己登壇〕

○9番(加藤弘己) ありがとうございます。少し勉強不足で、よく理解できませんけど、この件については勉強してみます。

それと、私が聞きたいのは、総務経済委員会のメンバーであって、中間報告をして、行政のほうに直してくださいよというようなメンバーにおったわけなんです。それから約1年たちました。そういうような経緯をどういうふうにお考えなのか教えていただきたいのと、それともう一点、先ほど機械的、機械的に男女双方の意見を認めることではないという、機械的とはどういうようなことでしょうか。また何かどこか法律か何かありましたらお教え願います。

○議長(二橋益良) 1番 福永桂子さん。答弁をお願いします。

〔1番 福永桂子登壇〕

○1番(福永桂子) 機械的ということは、言われたその言葉をそのまま反復したり、内容的に意味を理解しないで取り入れるということでありませぬ。

社会通念とか慣習の中に、この歴史的社会的につくり上げられた男性像や女性像があるんですね。そしてこれらは固定的性別とか役割分担とか、あるいは先入観などにつながっている場合があります。このようなものには男女共同参画社会の形成を阻害されると考えられるものがあるんですね。

そのようなときに、例えば地域で家父長制度、そういうものがまだ残っている地域もあるでしょう。そのときに女性は必ず子供を産むものだ、結婚して子供を産むものだと考えている方もいらっしゃるかもしれない。それを男性の意見として女性にぶつけることが、機械的にぶつけることがよいのでしょうか。女性は家で家事、育児、そのようなものをすればよいのだと考えている方が、もし男性であって、女性であっていいんですけども、それをそうであ

ると決めつけて言葉を言って、その慣習の中に、歴史的につくられた慣習の中に押し込めておくという
ことはいいことでしょうか。

そのような歴史的社会的につくり上げられた固定的性別役割分担、あるいは先入観等につながってはいけないということで、機械的という言葉を使いました。

それと総務経済委員会のお話ですけれども、そうですね。しかしながら、意見を提出されるときに、総務経済委員会の中でよいかどうかの判断をしたときに、私は賛成はしませんでした。以上です。

○議長（二橋益良） 9番 加藤弘己君。質疑ですか。

〔9番 加藤弘己登壇〕

○9番（加藤弘己） 歴史的背景を学ぶことは非常に大切だと思います。しかしながら、この原案が何か機械的にやってるというような感覚でとられ、私はとっておりまして、質問させていただきました。言わんとすることはわかりました。やはり機械的だとか性的というようなところを使うときには、やはり慎重に使ったほうがいいんじゃないかなと私は思いますので。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 9番 加藤弘己君の質疑を終わります。

そのほか、質疑のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。質問させていただきます。

提案の理由の3の文章の中に、今機械的云々とありましたけども、その後のほうに「婚姻している男女や交際の男女を前提に規定すべきではなく」という表現が用いられておりますが、条例の中の何条何項にそれが載っているのか。まずその一点をお聞きしたいと思います。

それから、先ほど総務経済委員会で提言書を出すときに、私は反対しましたというお答えがございましたけども、これってやはり総意に基づいていかないといけないんじゃないでしょうか。私は反対でしたからって言って、こうやって当局が一部条例改正

を真剣に取り組んで出しているときに、私は反対だったから、もとの条例に戻したいというような発言はいかなものかなと思います。それでしたらまだ一般質問とか御自分の意見を十分に発揮する場でなされたほうがいいんじゃないかという考えを持っています。

まずはその婚姻云々という表現がどこに記載されているか、お答え願います。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。福永桂子さん。

〔1番 福永桂子登壇〕

○1番（福永桂子） 済みません。もう一度ちょっと。婚姻している男女や交際の、のところでした。交際の男女を前提にして規定すべきではなくですか。のところ。それが条例の中に規定されてないということですか。ごめんなさい、ちょっと、申しわけないです。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん、一応端的に質疑してるもんですから、ここで再確認するよりも、とりあえず答弁お願いしたいと思います。

○1番（福永桂子） 条例に書かれているかどうかということですか。

こちらの多様な性についてはですね、を尊重しましょうということについては。

〔不規則発言あり〕

○議長（二橋益良） ちょっと今発言中でございますので。

〔不規則発言あり〕

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは福永桂子さん、答弁をお願いします。

○1番（福永桂子） 婚姻している男女や交際の男女を前提にして規定しているのではないということが、この提出改正条例案に規定しているんですかということですね。

○議長（二橋益良） ちょっと暫時休憩といたしま

す。しっかり答弁調整してください。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは福永桂子さん、答弁をお願いします。

○1番（福永桂子） 済みません、ちょっと意味がわかりにくかったものですから。この婚姻している男女や交際中の男女を前提にして規定すべきではないというのは、この提出改正条例案の中の相互に協力し合うことという、この相互にという言葉の中に入っているということですね。この相互にというのは、質疑でも言いましたように、相手が必要とされていることですね。それでは相互の協力は得られない、相手がない場合の人たちに対してはどう対応するのですかということなんです。妊娠後に離婚してしまったとか、最近では女性が単独で出産するケースもあるということですね。判断は女性一人であることもあるということです。夫婦間だけではないという。交際中の男女だけではないということを言っています。

○議長（二橋益良） 17番 神谷里枝さん、どうですか。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 先ほどからの加藤議員からの質問、また私が質問していることに対して、なかなか聞いている皆さんが納得いただけるようなお返事がいただけていないのが現状であるかなと今感じています。

そういった中で、妊娠、出産、要するに生殖活動するに当たっては、それぞれが男女ともどもがしっかり責任を負わなければいけない問題ではないでしょうか。今、福永議員がおっしゃってるのは、そういったことはさておき、違うケースのことをおっしゃっているわけですが、そういったケースってどんな場合を想定して今の御発言になっているのか伺いたくなりますけども、ちょっと時間の無駄かなという気もいたします。申しわけありませんが、今の答弁を聞いて、私の感想を述べさせていただきます

すけども、あくまでも生殖活動を行うのは女性一人の責任でもない、男性一人の責任でもない、お互いの責任のもとに行われていくべき行為であると私は信じておりますので、そこら辺が福永議員との解釈の違いかなという認識は持ちました。

○議長（二橋益良） 17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。まず、修正案に対して討論のある方、ございませんか。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子。議案第25号湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定についての修正案に対し、反対討論をさせていただきます。

現行の条例は、平成26年12月の本会議にて可決された際に、「本条例は、その基本的理念を評価して可決されたが、条例としての表現及び構成には多くの異論が出されていることから、早期に見直しを行い、構成も含めた積極的な修正を行うことを強く要望する」と附帯決議が付されたものです。

その後、議会でも総務経済委員会にて先進地の状況を調査研究し、見直しについての議論を十分に重ね、議論の場を設けてきました。平成29年3月定例会には、その調査結果を報告し、市長に提言しています。

当局では、附帯決議や提言事項を踏まえて、内容について協議し、男女共同参画審議会の諮問を経た上で、このたびの条例改正案が提出されています。

当時、総務経済委員会の一員として調査や協議を行い、提言書をまとめられた福永議員からこのような修正動議が今になって提出されたことが理解できません。

平成27年4月に湖西市男女共同参画推進条例が施行され、3年が経過しようとしています。なぜその間に今回のようなことについて一般質問等で自分の考えを述べなかったのか、疑問に思います。

修正案では、妊娠・出産は女性に大きな負担がか

かるものなので、女性みずからの意思が尊重されなければならないという、女性の健康に関する権利を表現されていますが、当局案では、前半部分において両性の生涯にわたる心身の健康を享受する権利を規定しています。後半部分の「妊娠、出産等に関しては」女性の意思をより尊重すべきこととしています。妊娠、出産等は女性のみの問題ではなく、男性の性に関する役割と責任を強調する意味においても、「相互に協力し合うこと」という男女共同参画の基本姿勢を入れています。修正案のように女性の権利だけが主張されるものより、当局案のように誰が見てもわかりやすいことが重要だと私は考えます。

また、一方的に第3条6号について、結婚した男女を前提にして規定すべきではなく、そうでない場合もあることを前提に、多様な形態を想定すべきであると述べられていますが、私は条例とは専門分野の関係者のみでなく、一般市民の支持を受け、守ったり理解できる表現であることが重要であることから、修正案には反対です。

私は、湖西市において本当に活用できる条例になっているかが重要と考えます。市民に理解され、愛され、活用できる条例でなければ、つくった意味がありません。所管である総務経済委員会においても十分確認いたしました。

以上、修正案に対する反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でございました。

ほかに討論のある方はございませんか。吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 私は、修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。

原案と修正案と見比べてみますと、ほとんど同じである、こういうように感じます。最初の「男女が互いの性を理解し合い」というのは全く同じですし、次の「生涯にわたる心身の健康が確保される」と、これは修正案では末尾にございます。「妊娠、出産等に関しては」、これは修正案は初めのほうにございます。「女性の身体的特徴を配慮し」、これについてはその直接的負担を心身ともに当事者であると

の表現で中段に明記してございます。そして、「女性の意思を尊重した上で」というのは、女性みずからの意思が尊重されとの表現でやはり中段にございます。

こうしていきますと、ただ文言の順序が少し前後して変わってる程度で、内容に明解な違いを確認しがたい状況でございます。

原案にある「相互に協力し合うこと」という文言は、修正案にありません。これについては提案の説明の中で述べられましたけども、「互いの性を理解し合い」の文言があるので、あえてこの「相互に協力し合う」ということは必要ないでないかと、こういうことではございますが、この「相互に協力し合う」ということは、いわば男女共同参画推進の骨格をなす文言であって、あえてここで削除する必要が見当たりません。

そういうことを考えていきますと、私はこの原案がいい、こういうぐあいに感じておりますので、この修正案に対しては反対をいたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。11番 荻野利明君。

提出者でありますので、賛成討論できません。

ほかに討論ございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。今修正案に反対の討論を行います。

このもとの条例というものは、男女共同参画社会を形成するために、男女共同参画基本法が制定され、推進するに当たって、責務や基本施策、推進体制を定めたものが共同参画推進条例だと思いますが、基本となる男女共同参画基本法は、基本法全体を通して一般名称の前に「男女の」と修飾がなされていること。基本法そのものに女性のみを対象とする法律ではなく、男性のみ、女性のみを対象とした規定もない。男女両方を対象として、男女共同参画社会の形成の推進について規定されております。

参考資料等にもありましたけども、リプロダクティブライツは、長きにわたって性と生殖における基

本的人権としての女性の自己決定権とされてきました。女性は、妊娠、出産をコントロールできる権利があるということです。片や男性は、単に精子の提供者としての存在ではありません。今やイクメンが当たり前となり市民権を得たように、男性の育児が権利であるのと同様に、またこのリプロが全てのカップルと個人を対象としているように、男性にも産ませる性としての権利と自由もあると思います。男性も子供が欲しいと主張してもいいのではないのでしょうか。

生殖、すなわち妊娠することは、男女の平等の責任であるべきで、子供を持つ自由と同時に、男性には女性の権利を守る義務と、子供の権利を守る義務も課せられます。金銭的物質な豊かさだけでは幸せになれないことは、もうバブルが崩壊したときでわかっております。父親に求められるのは、家族の心と体の豊かさを満たすことだと私は思います。これこそが男女共同参画社会を形成するためにも必要なことだと私は考えますので、この修正案には反対いたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

ただいまここで昼の時間でございますが、12時よりちょっと延長して、この議案が終了するまでお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

続いて、原案に対して討論のある方、ございませんか。9番 加藤弘己君。

〔9番 加藤弘己登壇〕

○9番（加藤弘己） 9番 加藤弘己です。議案第25号 湖西市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定についての原案に対し、賛成の討論をさせていただきます。

子供を妊娠、出産等に関しては、男女がともにかかわる中で、かつては男性の視点で語られることが少なく、男性の意識も低いものでした。妊娠、出産、

中絶などで負担を負うのは女性の体であり、このことで女性の心身に最大限の配慮は必要としても、男性の意見も軽んじられてはならないと思います。

性と生殖に関する健康と権利、セクシャル・アンド・リプロダクティブヘルス・アンド・リプロダクティブライツですか、は今まで長きにわたって性と生殖における個人の意思に基づくものであり、女性の自己決定権と言われてきました。女性の人権や両性の平等が認められた歴史的な背景がありました。しかしながら、このリプロダクティブヘルス・アンド・ライツが、全てのカップルと個人を対象しております。男性にも産ませる性としての権利と自由と、そして責任を持たなければなりません。これが最近の動向だと私は思っております。

妊娠、出産等は女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が広く認識され、男性の性に関する役割と責任が強調されなくてはなりません。

原案は、妊娠、出産等における直接当事者である女性の意思を尊重し、全ての夫婦やカップルがその個々の状況に応じながら、男女の話し合いによる過程を重視するという方針が、市民に容易にわかるように規定されております。

原案第3条第6号は、女性の権利が不利に規定されているとは言えません。結婚をした男女だけを前提にしたものでもありません。女性の身体的特徴に配慮し、その意思を尊重した上で相互に話し合うことは、時代おくれでしょうか。湖西市男女共同参画推進の基本理念が目指す、女性も男性もあらゆる世代の誰もがお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、みずからの能力を発揮して、生き生きと輝くことのできる社会の実現を目指すものとしてこの条例は歴史的背景を考慮し、一歩進んだ思想に向かったものであると思っております。

女性が女性のことばかり、男性が男性のことだけを考えている限り、男女共同参画はありません。ましてや女性の自立もあり得ないと思います。

以上のことから、原案に対する賛成討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は原案に対す

る賛成討論でございました。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは、初めに議案第25号の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手少数でありましたので、修正案は否決されました。

次に、原案第25号について採決いたします。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

それではここで昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、日程第4 議案第26号 湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第26号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第27号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 議案第27号について質疑をさせていただきます。

今回、本条例が提案されたのは、そうした必要性についての事情があつてのことと思いますことから、お尋ねをしたいと思います。

改正条例に基づいて、交換、譲与、または減額譲渡が必要なケースとは、どのような事例を想定しているのか。また具体的に、現在そうしたことが求められているような事情があるのかどうかについてお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。総務部長。登壇してお願いします。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

想定している事例についてでございますが、例えば自治会に無償で貸し付けている市有施設について、現在策定中の湖西市公共施設再配置個別計画では、自治会への譲渡が予定されております。

しかしながら、現行の条例では自治会のような公共的団体には、交換、譲与、または減額譲渡の対象としておりません。

したがいまして、今後、公共施設の適正配置を進めるに当たり、このような事例を想定し改正をしようとするものでございます。

なお、現在求められているものは何もございません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。どうですか。

○7番（渡辺 貢） よくわかりました。市が持つておる施設を自治会さんがお使いになってるところ

は私も存じ上げておりますので、そういうところは必要になるのかなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対する質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第27号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第28号 湖西市国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。議案28号ですね。国民健康保険が平成30年度から療養の給付費等、静岡県になると思うんですけども、県の支出金で全額賄われるというようなことだと思うんですけども、これについて、湖西市単独で基金を確保するという、この必要性について教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（二橋益良） 答弁お願ひします。市民経済

部長。登壇してお願ひします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

国民健康保険給付等支払準備基金は、今までは療養の給付費等の支払いに不足が生じた場合の資金に充てる目的で設置されておりました。

しかしながら、健康保険が平成30年度から県単位の広域化されることに伴い、県が、議員言われるように、財政運営の主体となり、療養の給付費等は県の支出金で賄われ、市は県が算定した国民健康保険事業納付金を保険税収入等で納付することになります。

このため、今後は主に国民健康保険税の上昇を抑制するための財源として基金を活用し、広域化後も市の国保事業が健全に運営されるように保有していくというものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 一応もう一点、先ほどの答弁で確認をしたいんですけども、目的として国保税が上昇したときに、その補填をするということなんですけれども、県がコントロールするんですけども、市単独で保険税を補填して、湖西市の市民の負担を単独で市がコントロールするということは可能になるということですか。どうでしょう。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 特に財源を不足の中でということと、今後広域化が進みますと、県のほうで療養費を試算して、市のほうで保険税で支払うということになります。

その中で不足が生じた場合には、すぐに税率を上げるということではなく、現在国保税で賄ってきた現在の基金を利用して、なるべく税率を上げないような調整ができるというふうに考えて、市単独でもつという理由でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ちょっと私の聞き方が誤ったと思うんですけども、保険税の税率、税額が、各自治体、湖西市ですとか、浜松さんだとか、各自治体で改めて設定ができるということでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 県のほうで療養費等の試算はするわけですけど、税率については各市で負担割を確認して調整するということができるようになっております。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 仕組みがよく理解できました。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 同じく議案28号についてお尋ねをいたします。

今お話がありましたように、これまでの特別な事情により保険給付の支払いに不足が生じることに備えて、年間給付費の5%を限度に、5%程度を基金として備えるというふうに規定がなっていたと思えますけれども、今後は療養給付費は県の支出金で賄われるということで、その分は市が対応しなくてもいいということになりますので、備えの内容はかなり限定的になるというふうに思います。限定的になるというのは、保険料余り上げなくてもいいようにということだと思いますけれども。本来、保険料というのは、当該年度の分を年度年度によって保険者、被保険者も変わってきますので、本来は当該年度で収支を合わせるというのが基本だと思いますけれども、貯金があればその分後年度助かるということになりますので、そういうことなのかと思いますけれども、今までは5%という数字が掲げてありましたけれども、今後どのくらいの額を目安に貯金、ためておけばいいのかという、その辺はどうなのかと思います。どの程度とするのが妥当なのかということについてお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えさせていただきます。

基金の保有額の目標となる目安、具体的な金額は

設けておりませんが、広域化される平成30年度以降には、基金の積み立てを行うための財源が、今の時点では保険税の歳入超過分、収納率が伸びた場合、また基金の利子程度しか財源として見込めないものですから、これから大きな積み立てはできないというふうに予測しております。

税率の上昇を抑えるためとして、先ほど申しましたように財源として少しでも現時点で基金に多く積み立てておきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 説明は理解をいたしました。終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続いて8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 8番 吉田建二です。通告に従って質疑をさせていただきます。

今回、従前の条例を廃止して、いわゆる新たな条例を設置するという事も考えられますけれども、現行条例の一部改正とされた経過の説明をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

国民健康保険の広域化により、療養の給付費等は県の支出金で今後賄われ、不足が生じた場合にも県が県の基金のほうで対応することになります。

これに伴い、湖西市の国民健康保険給付等支払準備基金の設置目的等を変更しようとするものでございます。もともとの市の国民健康保険事業を健全に運営するためという大きな目的は変わっておりません。

また、財源につきましても今までどおり国保の特別会計の中から積み立てるものであるため、現行の基金をそのまま継続活用していくこととしまして、現行条例の一部改正としたものでございます。以上

です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 目的が大きくは変わらないから、現行条例の改正でというようなことで説明をいただきました。

私は、今までの現行条例が準備基金の積み立てであるというようなこと、それで不足が生じたときの云々ということ、今回は事業の運営の安定に寄与させるためということで、目的の重なる部分はもちろんありますけども、そこが少し変わってきたのかなど。いわば今回は一般会計でいうならば、財政調整基金的な役割を担っていくのかなど。こういうようなことから、従前とは大きく変わるというか、廃止して、そして新たに設置すると、こういうことのほうがすっきりするのかなど、こう思って質疑させていただいたわけですけども、その点については了解いたします。

では一般会計の財政調整基金的な性格であるというように私は理解してますけど、それでよろしいでしょうか。その点まず一点確認させてください。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 今までの支払基金につきましては、実際に医療費を払ったときに不足が生じた場合、補填するということの目的でした。これからは、先に税率のほうを決めさせていただいて、それを基金で先に補填をすることで税率を上げないという、予備的な基金でございますので、ある意味でいえば財政調整基金的な目的であるといってもよろしいかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対する質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第28号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第29号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 質疑をさせていただきます。

改正に当たり、他市を参考にされたと説明がございました。他市の何を参考にされたのでしょうか。金額なのか、考え方なのか、それとも何か別の事柄なのか、そこら辺についてお伺いしたいことと、他市は何を基準に制定されていたのか、そこら辺についての答弁をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

指定居宅介護支援事業者の指定申請については、従来から県及び政令市である浜松市は手数料を徴収しておりました。今回、県にかわり市が指定を行うに当たりまして、磐田市、袋井市、掛川市と協議をいたしました結果、各市とも県及び浜松市と金額を同額とすることで決定をしたというものでございます。

それから、指定地域密着型サービス事業者等の指

定申請につきましては、浜松市は、こちらも従来から手数料を徴収しておりますが、湖西市、それから磐田市、袋井市、掛川市は徴収をしておりませんでした。そこで、指定居宅介護支援事業者の指定申請にあわせて手数料を徴収することで足並みをそろえることといたしまして、基本的には浜松市の単価と同額としたものであります。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 近隣他市と協議をされ、そして検討された中で制定されてということで答弁いただきました。了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第29号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第8 議案第30号 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。通告書に従いまして質問させていただきます。

議案書46ページ、参考資料42ページになります。

まず、料金設定はどのように決定されたのか、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 新居支所長。登壇してお願いします。

〔新居支所長 長田尚史登壇〕

○新居支所長（長田尚史） お答えいたします。

受益者負担の原則に基づきまして市の統一的な考えとして定められました、公の施設に関する使用料の設定基準により、施設整備や施設の管理運営の経費は施設利用者に負担してもらうという考えに基づいた算定方法により計算したものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 17番 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） その点はわかりました。では2番目に移ります。

8条2項の「市長は、公益上特に必要があるときは、前項の負担額を免除することができる」とありますが、特に必要があるときとはどういうときですか。お伺いします。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 舞台技術員の負担を免除する場合として認めた項目でございまして、1番目としては市が主催する場合の事業、また2番目につきましては市内の自治会連合会、文化協会、婦人会等の団体の本部が市の施策に合った事業活動を実施する場合。また最後3番目になりますが、市内の学校、幼稚園、保育園が教育や保育の目的で使用する場合、市長が特に認めた場合として考えられる項目でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、以前と変わったところはないという解釈をされていてよろしいですか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 実際には、先ほど申し

ましたように、市の施策に合った事業について実施する場合には、特に変更はございません。ただ、減免規定につきましては、各団体にに基づき利用が定められていますので、その辺が変更する内容になってございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 市の施策に合った事業を展開すれば免除する可能性があるよということだと、多分利用しようとする、まず自分たちが、団体が所属している担当課に行って、こういう事業をやりたいですとか相談が来ますよね。そうすると、そこでこれは市の施策に合った事業だからという判断をしてくれるのか、上のほうまで上がって行ってそこで、時間を要しますけども、そこで判断されるんでしょうか。その辺がちょっとよく理解がしづらいかなど思うんですけども。判断基準がですね。市の施策に合った事業というのが。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 実際にはやはり市の委託の事業であるとか、主催して一緒に団体がやる事業であるとかが項目に入ってくると思いますが、それぞれの事業の中で減免を検討するという場合には、上のほうへ決裁をとりながら進めて、減免の項目になるかどうかを検討していくということになるかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。では次に移ります。

3番目。備考のところに、「入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合」とありますが、例えば市民団体がイベントを企画し、少額、数百円、500円以下のような金額を徴収したとしても、こういったものに該当するんでしょうか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 基本的には入場料の大きい少ないで判断がなかなかできるものではございませんので、たとえ少ない額であっても、入場料を集める場合には基本的には10割相当額を加算する規定に該当するということになるかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今の御答弁を伺いまして、大分ちょっと手厳しいかなという感じもいたしました。以前、自分たちが開催した事業ですが、出演者の方がそういった例えば福祉的な催し物をやる場合だったら、とても出演料、本来ですとすごい高額、日本でも有名な方をお呼びして、障害者団体等と一緒に開催した事業なんかは、出演者の方がその方が、いいからといってすごくごく少量の入場料で開催した経緯もあるんですが、今後はそういった場合でも徴収していくという解釈で進めていくということですね。あくまでも。いま一度、済みません。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 基本的には先ほど言ったように有料の場合とはということで規定をさせていただきましたが、その辺の例えば事業によってそういうものがあるという場合には、市の中で統一見解をもって対応させていただくということで考えをしていきたいと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ただいまの後の答弁のほうに期待をもちまして、次の質問に移らせていただきます。

4番目です。今回の料金設定の中に、冷暖房施設を使用した場合はどのように検討されているのか、お伺いします。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 現在はホールと視聴覚室が冷暖房を使う場合には、使用料の2割増しということになっていただいておりますが、その算定根拠はなかなか明確ではございませんでした。

しかし、今回の使用料の設定基準において、市の統一的な考え方として、使用料の算出のもととなる原価の中に冷暖房費の電気料も含むということで明確化されましたことから、冷暖房施設の使用の有無により使用料が変わるということはありません。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、例えばアメニティとかなんかは冷暖房使うと1時間とかたしか

6,000円とか何か要ったような気がするんですけども、今後はそういった使用料の中に含まれているので、冷暖房施設を使っても使わなくても、金額的には変わらない。そういうことですか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 現在の地域センターの中での状況ですが、基本的に公の施設に関する設定基準の中では、電気料も含めて使用料を算定するという事になってますので、ちょっとアメニティの状況はちょっと私わからないんですが、地域センターのほうでは使用料は冷暖房を使用する使用しないにかかわらず、料金は変わらないという設定になっております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。私いろいろ資料見てたら、何か使用料の2割は冷暖房費という記述があったような記憶があるんですが、そうしますと何か私の解釈が間違ってるということですね。使用料に含まれているということは、この2割相当、2割をもらうという表現が、どこにあったか記憶ないんですが、あったんですけども。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 今までの地域センターのホール、視聴覚室については、使用料の2割を冷暖房使ったときにはいただくということで設定がございましたが、これから4月以降については使用料は冷暖房によって変化はしないという状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 済みません。4月1日は条例の施行日ですので、実際には10月から料金は一定になるということで御理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、トータル的に考えた場合、使用料の改正を行っても、申しわけない言い方ですが、さほど収益が上がってくるとか、そういったことはないという解釈になってよろしいんですか。それこそごくわずかだと思んですけども、利用料、使用料等で少しでも財源の確保に努め

ていきたいということで今回改正があったような気がするんですけども、その辺の御答弁お願いいたします。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 特に料金は部屋ごとに上げさせていただいたりとか、もちろん下がっている場所もございます。その辺は他の施設と公平を保って料金を課していくということで、その全体の中では使用料、施設の先ほど言いましたように維持管理に必要な経費も含めて使用料でいただいくという基本方針としては進めているという状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） いま一度お伺いしますが、そうしますと、使用料が上がっている、上がってないところもあるけども、トータル的にはどのように捉えてらっしゃいますか。地域センターのみで考えた場合。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 地域センターのみで考えた計算した結果が、今の使用料に出ているということで、使用率とかその辺も含めまして維持経費の経費としていただいくという考えでおります。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） なかなかちょっとお答えをいただけないような気がいたしますので、これで終了いたします。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） それでは、ただいまの議案第30号について、私もお尋ねをさせていただきます。

議案のこの新居地域センターに限らず、市民からも以前から受益者負担の見直しについての意見が寄せられておまして、以前、私も別の件でこの見直しについてお話をさせていただいたことはありましたが、そういう意味で今回のこの提案は必要

なことと受けとめております。

今の議会では、ほかに幾つかの受益者負担の見直しに関する条例改正案が提出されておまして、これで全部かなという、そういう思いも正直いたしておりますが、全般的にお尋ねをするということになると一般質問になってしまいますので、ここのところはこの新居地域センターに限定してお尋ねをさせていただきたいと思っております。

公の施設に関する使用料の設定基準でございますけれども、これを設けて随時見直しを行うということにつきましては、総務省のほうからの指導もあって、既に実施をされてきている都市もあるというふうに受けとめておりますけれども、ただいまの神谷議員と重複する内容になってしまうかもしれませんが、本市ではこの基準をいつどのように設けたのか、そしてその内容の主なポイントと、本条例の改正点とのかかわりについて説明をお願いしたいと思います。

あわせて、この使用料改定、いわば値上げでございますけれども、先ほどちょっと最終的な答えがなくて、私も聞きたかったんですが、使用料収入が前年度よりふえてるのか、そのままほぼ同じなのかというのは、ちょっと私も歳入のほう細かくチェックしておりませんので、もしその点も含めてお尋ねしたいんですが、通常は歳入はふえるという前提でこういう改正を行うと思うんですけれども、それに合わせてちょうどいい機会なものですから、利用者のサービス向上について、あわせて検討されたかどうかということをお尋ねしたいなと思っております。

施設、ここに限らずアイデアボックスとか、それなりの対応はされてると思っておりますけれども、正直、私どもが行って、職員の皆さんには言いにくいことも、私どもにはいろんな話が聞こえてきますので、ささいなことですけども、そういう対応について少しでもよくしていったらどうかと思う観点から、この値上げに合わせてサービス向上をどうしようかという話がされたかどうか。もしされたとするならば、どういう話をされたのかということをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

〔新居支所長 長田尚史登壇〕

○新居支所長（長田尚史） お答えいたします。

設定基準はということですが、公共施設マネジメント基本方針の運営の適正化の推進において、利用料や減免制度の見直しを行うこととされ、各施設の利用状況と料金の設定の調査を行いました。受益者負担のあり方の視点から、全庁的に見直しを行ったところです。施設の運営経費は税金と利用者の使用料から賄われることを念頭に置き、今回改正しようとするものでございます。

改正に当たりましては、昨年、平成29年7月から各施設所管課が集まりまして、公共施設マネジメント推進室を中心に、利用制限の緩和と使用料の改定を検討し、全庁的な算定基準として、平成30年1月、ことし1月に公の施設に関する使用料の設定基準が設けられたところでございます。

また、設定基準のポイントと条例のかかわりでございますが、施設の管理経費を利用しない方も含めまして、間接的に税で負担していることを考慮しまして、受益者負担の原則に基づき、施設の使用料の算定方法が明確となったこと、また各施設ごとに定めていた減免の規定や市外者の利用、また営利目的の利用の割り増しの規定が統一されたことが挙げられます。

本条例の改正点のかかわりにつきましては、先ほど申しました設定基準に基づいて使用料に反映し、受益者負担の原則に基づいて、また新たに舞台技術員の費用等の負担を求めることとしたこととさせていただきます。

また、使用料改定に伴い利用者のサービス向上ということですが、適正な利用料の設定にしまして、施設の維持管理をしっかりと行い、今後も安全にまた継続的な利用が可能になることが、利用者サービスの向上にとって一番大きなものとしてつなげていくものでございます。

また、料金徴収で収入は上がるかということですが、新居地域センターにつきましては、ちょっと概算でございますが、年間で130万ほど収入増になるというふう聞いておりますので、また訂正があれば後で確認しますが、使用料の増収にもつ

ながっているということで御報告させていただき
ます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） 全体的な統一性だとか、平等性を図ったということで、これは施設をつくるときにはそれぞれの時点でそれぞれの担当がつくって、ちょっとばらばらなところが過去の経過からするとあったのかなど。それが統一されたという点では評価をしたいと思います。

それと、130万円ぐらい収入増になるよということで、これは当初からの多分使用料を応分の負担を求めようという発想ですので、これはそれなりの金額を得るということで財政にも寄与するというふうに思いますが、さっき私がお話ししたので一点、答弁いただかなかった部分があるんですが、実は、何でこんなことを言ったのかというのは、この新居地域センターだけではなくて、ほかの公共施設全般的なことなんです、特にこのごろ、ちょっと余分なことになって申しわけないですけども、職員の再任用ですか、再任用を図る意味で適する適材適所というか、そういう点で施設の管理をお任せするという、その場合が結構あると思うんですね。そういうことで職員がここ数年ですが、頻繁に交代すると。人事の都合ですね。という事情もあって、施設、なれると利用者との、非常に利用者に対する細かい配慮が経験上できるんですが、担当かわると、引き継ぎは当然やるんですが、なかなか細かい配慮に至らないということで、そういうお小言というか、をいただくということが私の場合ありまして、そういう点も含めて、今回こういうサービスを料金改定に合わせてサービスの見直しも心したほうがいいんじゃないかなということでお尋ねしたんですが、そういう検討をしたかどうかということだけちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 実際に施設の利用のサービスをということですが、実際には人事異動もありますので、再任用をとくそういうことはこちらのほうでは言わないんですけど、施設利用に当たっては利用者の対応、サービスについて、料金改定があ

るからこれからしっかりやっていきましょうよということで、地域センターのほうでもしっかり確認した上で今回の条例制定につながってるということで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。今の件は、料金改定に限らず、いつでもやらなくはいかんということですので、接遇の問題、それから引き継ぎの問題ですね、ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続いて12番 豊田一仁君の発言を許します。12番 豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） 12番 豊田です。少し教えていただきたいことを発言させていただきます。

まず最初に、この制度改正の趣旨そのものは十分理解し得ますし、私も利用の向上、利便性の向上という意味から、過去何度かお話をさせてきていただいた経緯もってます。ただ拝見させていただいて、ちょっと私の読解力が不足しておるんであれば御指摘いただきたいですし、お願いしたいと思います。

まず最初に、これ、条例読んでいきますと、市民以外の方が入場料等を徴収または商業目的で利用する場合、こういった場合の使用料はどのような計算になるのか教えてください。

○議長（二橋益良） 新居支所長。登壇してお願いします。

〔新居支所長 長田尚史登壇〕

○新居支所長（長田尚史） お答えいたします。

別表第1の備考第2でございますが、市民以外の者が利用する場合で、同じく備考第1で商業目的等で利用する場合の加算の規定でありますので、議員がお尋ねの場合は、両方の加算規定に該当するということになりますので、まず市民以外の方で10割、商業目的で10割加算ということになりますので、使用料は基本使用料の3倍に相当する額ということで計算するようになります。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 私にはそういうふうに取り取れなかったんですけどね。

算定割合そのものは、まさにそうあるべきだろうと思っておりました。しかし、この今部長おっしゃった備考の1ないし備考の2、これ、個々の文章で個々に表現されてますので、あくまで1の場合において10割、2の場合において10割、1と2が合わさった場合の規定にはなり得ないという判読の仕方をしたんですけども、これ、私の理解不足でしょうか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 備考第1に当たる場合で10割、また備考第2で当たる場合で10割ということで、両方加えるという足し算になりますので、10割を足して、また2項のほうに該当すればまた10割を足すということで、3倍をいただくということで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 御理解をいただければとおっしゃる、その御理解、私としてはそのように読み取れなかったものですから、ここの表現が妥当性を欠くのではないかなということの一つ感じております。

次に2番の質問に移ります。

別表2に示されている、いわゆる技術員の派遣費用の負担割合、余りにちょっと低過ぎないかなという印象をもちました。まず、技術員の派遣が必要な場合、一人分は市が持ちますよということが前提ですね。これは当然設備機器の安全な維持管理、使用に関して責任者を市が出すということは当然あり得るだろうと思います。しかし、それ以外の派遣する人間の3割を相手に負担させるのみというのは、余りにも相手に対する利便性を図り過ぎてるのではないかな。市が過剰負担をしてるのではないかなという印象をもちました。同様に、別表2の中段に表示してあります割合も、余りにも低過ぎるのではないかな。この辺、どうお考えでしょうか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 本来、舞台技術員の費用は、利用者に全額負担をしていただくところではございますが、今回の改正でホール自体の使用料が上がることで、今まで負担をいただいていた

ことから、御理解と急激な負担の増加を考慮するために、市民の皆様が利用する場合には1割負担といたしました。

また、市外者や営利目的の利用の場合は、加算割合に合わせてその場合の2倍、3倍ということで考慮して規定したものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 利用者に配慮するというのは、ある部分必要かもしれません。しかし、市民の皆さんからいただいた税金をもって運用されてる施設において、商業目的で利用するのに対して、余りに低い負担比率ではないだろうかということが指摘されるのではないのでしょうか。ないし、いかに市民だとはいえ、1割の負担で済ませるとするのは、逆に使っていない人からしたら、えらい不公平な印象を持つことになるのではないかと思います。これは済みません、私の感想なものですから、今の御説明は了解いたしました。

ここのところの別表2のところの使用者の区分、3項目に分けて記載してございます。この文章がそのまま市民の皆さんの手元に行って、これから判読してくれということはないと思います。恐らくこれを言いかえた利用規定のようなものがつくられて、市民の皆さんの手元に行くと思うんですけども、ここの文章が余りにも法律用語なんだといえればそれまでなのかもしれませんが、わかりづらい文章が書いてきたなというのが一読させていただいた印象なんですけど、これはどうなんでしょう。その辺、訂正する可能性、予定はございませんでしょうか。

○議長（二橋益良） ちょっと確認します。今3番のほうの質問ですね。

○12番（豊田一仁） そうです。3番です。

○議長（二橋益良） それでは整理して答弁お願いします。新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 議員がおっしゃいますように、どうしても法律の表現として言い回しでありまして、読み解くのに少し苦勞することではございますが、例規の担当とともに審査をして議案を上程していますことから、今回の条例改正するときには、この文言で出させていただきます。

また、やはり一般の方が御利用されるときには、表示、ホームページ等で利用施設の案内には、一目でわかるような表現で今後掲載してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） ちょっと済みません、さかのぼって確認させてください。

1番のところでお聞きした、別表1の備考1及び2、この辺のところというのは、訂正ないし変更されていくお考えというのはございませんでしょうか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 現在はこの条例改正案で出させていただきたいと存じてます。また、利用の過程でわかりにくい等があれば、今後の利用の中で改正するという点でも検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 私のほうの通告した質問にしましては、以上で終わらせてもらいます。

議長、先ほど先輩議員の質問に対する答弁の中でちょっと確認させていただきたいことがあるんですけども、続けて質問してよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 関連として許可します。

○12番（豊田一仁） 冒頭質問された先輩議員に対する答弁の中で、2番目の質問、8条2項の市長は公益上云々というところの説明の中に、市の施策に合致するものと、それから市内の団体本部という表現があったかと思いますが、これはどういったものを意味するのか、ちょっと説明いただけますでしょうか。

○議長（二橋益良） 暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて再開いたします。

答弁をお願いします。新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 先ほどの使用料の設定基準の中ではございますが、自治会連合会、PTA連合会、子供会連合会等の連合の本部が直接利用す

る場合ということで想定してございます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 自治会連合会が今連合の本部だとおっしゃいましたけども、下部組織というのは何になるんですか。これ、自治会連合会というのは単独の組織だというふうに私認識してましたけども。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君、ここでちょっと休憩をとりたいと思いますけど、よろしいですか。

暫時休憩いたします。それでは再開を、ちょっと時間をおきまして2時15分といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 改めて質問し直しさせていただきます。どうも日本語が済みません、危ういものから。

先ほどの質問の中で、先輩議員がいたしました最初の質問です。この2番目の8条2項の「市長は、公益上特に必要があるときは、前項の負担額を免除することができる」とあるが、特に必要があるときはどういうときかという質問に対して、理事のほうからは市内の団体本部というような回答があったかと思えます。ちょっとこのところが私理解し切れないもんですから、改めて御説明をいただきたいと思えます。

○議長（二橋益良） それでは答弁をお願いします。新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 先ほどの答弁で、団体、連合会等がやる場合は全て無料だよというちょっと誤解を招いたような発言があったかもしれませんが、連合会のほうの団体がやはり先ほど申しましたように使用目的によって市の施策に合った事業展開をする場合には減免の余地があるよということで、使用によっては有料の場合もあり得るということで御理解いただければと存じます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） わかりました。そうしますと、

対象となる言葉は団体ではなくて、その団体の使用目的にあるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） そのような理解をいただければ結構かと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） そういった表現というのは、ちょっとこの条文の中からは読み取れないんですけども。例えば施行規則であるとか、管理規定であるとかといったものの中に記載されるということでしょうか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） どういう場合に減免がきくとかいう場合には、施行規則、内規等のほうで表示ができるように準備をしているところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 以上で私の質問は終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、12番 豊田一仁君の質疑を終わります。

続きまして16番 中村博行君の発言を許します。

16番 中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 通告に従って質問させていただきます。

考え方としては、新しい基準に沿って料金表を変えていくという内容は理解できましたけども、それと1番のこれにより増加額はどのくらいになるかという話も、130万ということでわかりました。

2番の質問なんですけども、今まで文化協会の所属団体は減免制度があったということなんですけども、この減免制度というのはどんなふうになるのかお聞かせください。

○議長（二橋益良） 新居支所長。登壇してお願いします。

〔新居支所長 長田尚史登壇〕

○新居支所長（長田尚史） お答えいたします。

今まで地域センターのほうでは、文化協会所属の団体が利用する場合には施行規則の減免規定に基づ

き70%減額を適用しておりました。今までの規定どおりなので、適正な運用であると考えたところがございます。

今後は、やはり先ほども申しましたように、団体の利用の目的に基づき、減免を出すということで決まっていますので、利用目的で市の施策に合っていれば50%とかそういう減額の規定を適用する場合もあるということで御理解いただければ結構かと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君、どうですか。

○16番（中村博行） 今の内容だと、料金の減免の割合が変わるよということ、5割に変わるということで確認したいんですが、5割に変わるということでもいいですか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 利用目的によって、5割の減免ができるという規定がございますので、そういうふうにご考えておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、利用目的が今度問題になるわけなんですけども、その利用目的というのは先ほど言われたように何か規則とかそういうので規定されるという形になるわけですか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） その辺のところを規則等で皆様にご周知するよう準備しているところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、その規定をまだ決めてないという形の話ですか。どんな形がどんなふうになるかという細かいとこまで決めてないけども、基本的には市の施策に沿ったものについてはできるよという内容なものですから、その施策はどんなものがということがわからないと、幾らだという規定が考えられないわけですね。その辺はそうすると、決めておいて通ればいろいろつけ加えていくこともできるし、決まったものからこういうときはこうだよという話でなくて、これからその内容が通ればいろいろ何割だというものをその中に入れるとい

う考え方ですか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） その辺の利用目的、団体等の内容がわかるように、庁舎内で統一見解を出せるような形で調整いたしまして、4月1日には皆さんに広報ができるという形で調整しているところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうすると、まだこのものは不完全だというふうに判断したいんですがね。そうでないと、まだこれ内容わからんのに、料金だけはこの方向だよ、内容については後で決めるよというような形で、これだと議会が言ったからいろいろこうなったよというふうな形にはならんですかね。執行側がこういうふうに考えた、こういう内容で議会が承認したというならわかりますけど、議会が承認してからいろいろな内容を決めていくよでは、ちょっと条例としてその変更不十分なところがあるんじゃないかと私は思いますが、その辺はどうですか。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 基本的な減免の方針のほうは、先ほどの使用料の設定基準のほうであらわしておりますので、具体的にこんな利用でということと皆さんが使いやすいような広報ができるように、今4月1日には公表したいということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） これ以上言っても水かけ論になるのでやめますが、何かそういうふうに正確にいろいろ決めてから出してくれるのが本来じゃないかと私は思いますので、それだけ一言だけ言わせてもらいます。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、16番 中村博行君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対する質疑のある方はございませんか。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 今の議案30号ですが、お聞き

してちょっと疑問な点とかをお聞きします。

これから明記して、4月1日に広報できるように減免する団体等もあらわしていくというお話ですけども、一般的に動物園とか美術館とかいろんなところに障害者団体とかという表記とか、入場料とかあるように、利用料ですけども、この場合は。障害者団体の開催する行事に使うものというものはどうなのかということと、まずそれは今後検討していただけるのか、今までお聞きした中に入ってなかったんですけど、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 新居支所長。登壇してお願いします。

〔新居支所長 長田尚史登壇〕

○新居支所長（長田尚史） お答えいたします。

減免に関してでございますが、障害者の場合ですが、構成員の過半数を障害者が占める団体が使用する場合、または障害者が個人で使用する場合には、50%を減免していこうという状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 先ほどの大方のまとまったのは、使用目的により規則等で減免する団体、団体ではない、減免する利用者を周知していきます。それは4月1日までに決めていきますということでしたが、今の段階で障害者に関しても構成員の半数以上が含まれてたり、個人でも50%オフということは、もうそれは決まってるということによろしいですか。繰り返して済みません。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 障害者の皆様が社会参加の促進を図るためということで、減免の適用をするということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 社会参加の機会を多くするという意味で、それも含まれているということで承知いたしました。

あと、現場の声といたしまして具体的に言われたのは、おぼとの貸し館業務の仕方なんですけれども、借りようと思うと、もう行政側がいろいろな日程、行事を組んで、もう使えないと。今回の料金改定に

合わせて、今まで使えなかった団体も使えるようにしていきますよというのが幾つかの会場で示されましたけれども、そしてさらに言われたのが、仕方ない、その欲しい会場が埋まっていたけれども、では大きい研修室はだめだけれども、小さい会議室で甘んじていたら、当日行ってみたら、何かの変更があって、キャンセルがあって大会場が使えたのに、小さいところで自分たちは使ったと。そういう案内とか、先ほどの渡辺議員のおっしゃった料金を上げる以上のサービスの向上という意味では、今後そういうような配慮をしていただけるような、それもひと手間かもわかりませんが、管理上の易しい運用をしていただけるものか、いかがでしょうか。

○議長（二橋益良） ちょっと休憩をとります。

午後2時30分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（二橋益良） それでは会議を再開して、佐原佳美さんの質疑から進めさせていただきます。

○6番（佐原佳美） 済みません、訂正をさせていただきます。

先ほど、具体例としておぼとはというお話をしましたが、新居地域センターの貸し館のことでございます。いろんなところで起こり得る、サービスの向上というものをさせていただきたいと思いますので、その辺をお伝えして終わります。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。

ただいまの答弁の中で、障害者団体等が社会参加のために地域センターをお借りしていくときには、50%減免しますよというお答えがあったかと思いますが、そういった団体で、例えば先ほども私少し申し上げましたけども、出演者の方、有名な出演者の方をお呼びして、たとえ少額でも入場料をとったらそれは全額いただきますよという御答弁だったよう

に思うんですけども、そこら辺の解釈、ちょっとわかるようにお願いできますか。それともまだそんな細部までは決めていないという解釈をしたほうがいいんでしょうか。先ほどから施行規則等は4月1日に公表しますということなんですけども、やはり市民に直結していく利用料、使用料ですので、ある程度私たちも賛成するにしろ、もう少し詳細が見えると大変ありがたいなと思っているんですけども。まず最初のその障害者団体50%減免云々について、お答えをお願いします。

○議長（二橋益良） 新居支所長。

○新居支所長（長田尚史） 基本的には減免対象の決定は各所管課の決裁としますが、総務課長の合議を受けまして、必要により減免対象を決めていくという形になっておりますので、そちらのほうの使用目的に従って、減免の対象になるかならないかということで決定していくという形になるかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、少額な利用料をとっても減免になる場合があるという解釈でよろしいんですか。

○議長（二橋益良） それでは答弁をお願いします。企画部長。

○企画部長（松本裕行） ただいまの質疑においては地域センターの質疑でございますが、先ほど来から全庁的な公共施設に関する使用料の設定基準、これを公共施設マネジメント、企画部のほうで主導的に皆さんの先ほどから説明がありましたように、決定をこの1月にいたしました。そして今回の条例改正に至っております。

条例が通りましてというのは、先ほど4月1日にそれが定められまして、10月から運用する。それまでに今準備を進めている最中でございます。なので先ほど来からの質問で、ぼっちり整っていなければどうかということについては、ただいま関係部署で調整をして、この議会の会期中でございますが、担当者にその全体的な目合わせというですか、設定基準を研修会を開きまして、今後の要綱とかその辺の習いの勉強会をしましょうという運びになってお

ります。

現在、担当課ではその内容について、ただいまのような障害者の部分だったり、例えば料理教室で原価をしたもの、収益が上らないものについては、これは営業とはとらないよとか、その辺のバランスとか、ただいまの議員の御指摘のような収益の上がない、営業ではない、その辺の判断、その流れを今市民経済部長のほうから、減免の基本的な姿勢については先ほど来から説明している方法でございますが、個々案件については、決裁の中でいろいろな案件が出てくると思いますので、その中で判断していくという手法については今お示しをしましたので、今後そのいろいろなケースが出てきますので、その辺ができるだけ平らな中で運用を開始していく。改正する中でその減免については見直しをしていく。

そもそも、冒頭説明がありましたように、本来であれば減免については、基本はしないスタンスの中で、その中でいろいろな場合とか、それは説明していますように使用する方、使用しない方、使用できる方とそもそも使用しない方とかいろいろございますので、受益者の負担というところを控えて、税金でそれを半分以上とか補填をする。その辺を見据えた中で、まず減免をしないんだと。ですが、市のほうの行政のお願いですとか、依頼ですとか、その施策の団体の目的を市が支援をするとか、いろいろな場合場合がございますので、その中で見直しについては今後だんだん積み重ねていくことによって、今までがこの団体はイコール減免という捉えになっていた部分もございます。その辺も含めまして今回の改正に至ってるということで、これから固めていく最中というところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。今、固めている最中というお答えがあったんですけども、固めている最中の中で議案上程を受けまして、きょう、採決に臨まなくてはいけないというのは、少し苦しいかなという感想を持ちましたけども。これ、途中でも、今詰めている内容を本会議場でなくても全協でも何でもいいんですけども、情報提供を受けるわけにはいかないんですね。もうきょうやっ

てしまいますので、ちょっと無理。きょうは無理ということは承知してますけども。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（松本裕行） 設定基準については、時間の関係でまだウェブサイトとかこういったもの、まだ掲示をしてございませんが、もういますぐにでも出すような準備を整えております。この中に減免をする場合とか、その度合い、重要性とか方向性、それがこの中に定められております。これに基づきまして進めているということで、そういう意味で固まっていないということ。個別の要綱とか規則についてはこれから各部署で決めていく。そのベースはでき上がっておりますので、全く何もできていないわけではなくて、これに基づいて今までの要綱だったり、その施設の規則だったり、その辺をこの基準に合わせて整合性を見直ししていくという作業が今後入ってくるときに、3月16日に全庁的に目ならしをしながらこれを進めていきたいと思いますという研修会も進めながら、そういう意味で、固まっていないというちょっと不適切な表現でございましたが、方向性としては何ら変わるものではないというふうに理解をしているところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 状況はよくわかりましたけど、例えばそういった資料、参考資料として添付、あくまでも参考として私たちが議案審査に臨むに当たっての参考になるような資料がいただければ、もう少しすっきりしたかなという気もしないではありませんけども、とりあえず状況はわかりました。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。
11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第30号湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

今回の改正は、公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、使用料を改定するというものですが、結局、市の財政が厳しいから引き上げるというものです。しかし、市の財政が厳しくなったことは、市民には責任のないものです。

また、こうした値上げの理由として使われるのが、受益者負担という言葉です。しかし、受益を狭く捉える必要はありません。例えば、商店街の皆さんが地域の活性化について公の施設を使って話し合いをすることは、そこに参加した人だけの税金にとどまりません。地域の活性化に寄与することになりますし、このことは湖西市にとっても有益なことになるわけです。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。12番 豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） 12番 豊田です。議案第30号に関しまして、反対の討論をさせていただきます。ただ、前段に行われました反対討論とは真逆の立場になるかと思いますが、反対に変わりはないです。

私が懸念しますのは、条例改正の趣旨は理解できません。受益者負担という言葉は当然容認しなくてはいけないし、お願いしていかなくてはいけないことだと思います。しかし、この条例に関して言えば、非常に曖昧であると同時に、本来受益者負担をしてもらわなければならないところにそれが規定されていない。

この2点をもって、私はこの条例に対して反対せざるを得ない。それは先ほど質疑の中で言わせてい

ただきました、別表第1のところに規定されました備考の表記の仕方、そして別表第2のところにあらわされました利用者の負担額の比率の問題、この2点は非常に先ほどの説明では、私としては理解し切れませんでした。ぜひ改めて検討していただいて、納得した上で改めて見直していきたいなと思っております。

今回のこの案件に関しては反対ということを表明させていただきます。以上です。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

先ほど、申しおくれますが、11番 荻野利明君に関しましては討論発言通告書が提出されております。報告いたします。

ほかに討論のある方はございませんか。16番 中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 16番 中村博行です。議案第30号 新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論を行います。

この改正は、文化活動の停滞につながる事が予想されますこと、また出された条例がまだ確定していないこと、その2点を挙げ、そのほかにも自分が気がついたことを言えば、公平性の観点でいろいろ言われてますが、先ほど来、個人的にはほかの事業に12億円も出して、それを何も手を打ちなしにしている事業があるということだけ指摘して、私の反対討論としたいと思います。終わります。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。私は賛成の討論をさせていただきます。どうも雰囲気心配になりまして、慌てて手を挙げさせていただきました。

今回は、全体的に使用料を見直そうということで提案された内容でありますので、一括的に進めたらどうかというのが私の考えであります。

それぞれ反対の理由、お伺いしましたけれども、受益者負担の原則から見直しは必要だと、もともと私は思っております、そういう点では意見が異なるという点がありますし、詳細がまだ明らかになっていないという点については早急に決めていただくと。ただ、さまざまなケースがありますので、それに対応した考えを整理するというのは、今は時間がある程度またかかるかと思いますが、基本的なものはある程度本当は示してほしかったなという点はありません。

もう一点、豊田議員の御発言については、そういう考えもあるかと思いますが、備考のところの解釈は、それぞれ一つずつ10割10割ということで、足し算だということで、そういう解釈もできないこともないというのが私の思いでありますし、それともう一点、もう少し負担をしてもらわなければならないかと、費用のかかる部分についてはもっとちゃんともらったらどうかという御提案ですが、これは過渡的な意味も多分あると思いますので、一気にというんでなくて、段階的にという、そういう考え方もあるかと思いますが、そういう意味で今回はこの条例を認めていくということについて、私は賛成をしたいということで発言をさせていただきます。終わります。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第30号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第31号 湖西市立図書館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておま

すので、12番 豊田一仁君の発言を許します。豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） 12番 豊田です。引き続き、質疑をお願いしたいと思います。

議案第31号、この条例改正に伴う施行規則はできているかどうか、お願いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 豊田議員にお答えいたします。

施行規則に関してでございますけれども、施行規則の改正は、現在、市の他の公共施設と整合性を図りながら準備をしている状況でございます。

なお、施行規則の改正は教育委員会で審議していくものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 今の段階でなかなか細かい話はしにくいのかなと思いますけれども、これもやはり、開示されるのは4月1日になるんですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 我々の一応皆さんにお示しできるのは、先ほども言いました改正規則、要綱等を4月の教育委員会で諮って、5月になってから皆さんに公開していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） きちんと教育委員会の中で検証していただいて、なるべく早い時点で開示いただけるようにお願いしたいと思います。

次に移ります。

7条2項の費用減免規定、これはどのような判断基準で運用されるのか、御説明いただきたいと思っております。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 先ほどの条例30号で再三出ておりましたけれども、平成30年1月に制定されました公の施設に関する使用料の設定基準に従いまして、減免規定のほうを規則で定めていきたいと思

ってございます。

また、減免団体等を明確化するために、減免団体の取り扱い要綱を同時に定めていきたいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） そうしますと、それも教育委員会で検証されて、その後の開示ということになりますか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 規則と同様に、4月の教育委員会で協議、審議されまして、5月には皆さんに公開していきたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 了解しました。次に移ります。

これ、使用料のところでも市内・市外に分けてございます。この判定基準というのは何を以て判定しようとするのでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 使用者または団体・事業所の住所または所在地を基準といたします。

備考の1にありますように、市内とは、使用者が市内に住所を有する者または本市所在の団体もしくは事業所の場合をいい、それ以外を市外といいます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） それの判断というのは、何を以てしていくのでしょうか。例えば免許証であったり、身分証明書であったりというようなものの提示を求めるのか、あくまで自己申告でよしとするのか、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 基本的には身分証明を提示するところまで思い及んでいませんので、できれば自己申告をいただいて、それで判断していきたいなと思います。ただし、明らかにこの方おかしいなというものがあれば、身分証明を求める場合もございます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） その辺のところをきちっとしておかないと、実は以前、新居の温水プールが町

民・町民外というふうに分けてましたよね。そのときちょっと耳にしたんですけど、非常にルーズな運用がされておるといようなことも耳にした記憶がございます。定かではございません。そんなことも含めて、この辺はある程度の基準を設けられたほうがいいのではないかなと思います。

次に移ります。

同じくその備考のところに、団体もしくは事業所という表記がございます。これは何を意味するものなのでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 私ども考える団体とは、自治会や福祉団体などであります。事業所とは、民間企業やNPO法人などであります。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 事業所については、それなりの登記があったり何なりということで確認がし得るのかなと思いますけれども、団体という言葉のあらゆるもの、今おっしゃったのは自治会だとか福祉団体だとかいう単語でしたけれども、まるっきり任意のボランティアのグループというんですか、そういったものも含めての団体なのでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） あくまで私ども考えていたのは、自治会や福祉団体というくくりで考えておりました。議員がおっしゃる任意の多分サークルとかいうものだと思いますけれども、そういう場合にはお申し込みの際に個人名で申し込みをされるのかなというふうに推測されます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） いろんなケースが考えられるかと思うんですけども、これ、ほかの施設についても同じような表現が多用されてます。この団体というもののあらゆるものをある程度規定しておかないと、表記する意味合いがなくなるのではないかなというふうな気がいたしておりました。

5番については先ほど5月ごろに期待すればいいのかなというふうに解釈してはいますが、5番の質問についてはそれでよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 先ほど答弁させていただきましたとおり、4月の教育委員会を経て、5月には皆さんに公開したいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 補足ですか。それでは市長、補足をお願いします。

○市長（影山剛士） 済みません、ちょっと。豊田議員初め、皆さんにちょっと関係するんで、本当は僕の出番はなかったはずなんですけれども、大きな方針として、ちょっと補足をさせていただきますと、今、今回のこの図書館条例もそうですし、その前にありました地域センターもそうですが、さっき企画部長からもありましたけど、今回、公の施設にしまして適正な基準を定めて、それで使用料を徴収しましょうというような大きな方針があって、こういった個々に条例を出させていただいているわけです。

それで、当然そこから先の、この場合はこうだ、この場合はこうだというケースを想定していくわけですが、それはやはり個々の運用、今までの過去の運用もそうですし、これからどういった団体の方々や申請されるか、使用されるかということがあるものなので、それを全て今できているのかとか、今基準を個々に示せと言われても、そうやっていたらなかなか全ての条例が提出できなくなるというような実態も御理解をいただいて、極力早期にこういった方針を示して、条例で御審議をいただく。もちろん、示せる限りの基準ですとか、運用方針は示させていただきますけれども、この場合はこう、この場合はこうというところは、実態としてはやはり、これは国の法律もそうですけれども、法律で大きなフレームワークは決めて、政令や省令、さらには施行規則で、告示で決めていく。これは条例を定めて、その後で規則であったりとか運用指針を定めていくという方針だと思いますので、そしてさらに、その方針はこういった場でももちろんそうですし、さまざまな説明等で示していくということだと思っています。

また、先ほど豊田議員から、備考の解釈、基準等々のお話もありましたけど、それは我々がこう思っている、法律用語というのは例えば内閣法制局でこういうような、いわゆる法令用語の書き方とい

うことがあるものですから、1条で書こうと思って2条に分かれたりとか、そういうような書き方が分かれてしまう場合がございますので、そこはでも市民の皆さんにとってはわかりにくいじゃないかという御指摘はそのとおりなので、そこは例えば何とかセンターの使用規定だとか、そういったところでわかりやすく示させていただく。さっき市民経済部長からもそういう答弁させていただきましたけれども、そういった運用基準とか指針というのはわかりやすく示させていただいて、条例というものはこの施設の方向性を示させていただくと。それでできる限りそこからさらに細かいブレイクダウンをした施行規則だとかそういうものは、同時がもちろん望ましいんですけども、個々の運用を想定しながらつくり上げていくということが必要だと思っておりますので、ぜひそういった方針を御理解をいただいて、この、いわゆる公の施設の受益者負担も考えながら、施設を運用していくということを御理解いただければというふうに思っています。済みません、ちょっとずれましたけども、私の思いとしてはそういうことですので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 私も過去2回かな、公の施設をより広く市民の皆さんに開放しろということは言ってきたつもりです。それがやっとうこういう形になったなど。これだけで終わることもないだろう。まだまだ第二、第三があるだろうと期待をしております。

ただ、その中でやはりせつかく市民の皆さんに負担をいただきながら、よりよく使ってもらおうというのであれば、より市民の皆さんの立場に立って、寄り添う形で、わかりやすいものをしていただきたいなと思いますし、ある程度の明確な基準がないと、市民の皆さんが混乱してしまうなどというところでの先ほどの意見表明であり、今回の質疑であります。ぜひ、皆さん方には肅々とこの業務を進めていただきたいですし、市民の方に感謝されるような形になることを祈って終わります。以上です。終わらせてもらいます。

○議長（二橋益良） 以上で、12番 豊田一仁君の

質疑を終わります。

通告された質疑は以上であります、ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第31号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第32号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第32号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第33号 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、10番 竹内祐子さんの発言を許します。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子です。

質疑通告のとおり、18歳までの医療費助成も4月からスタートしてPRする方法もあると思いますが、なぜ10月からにするのか。また、県に合わせたのかを伺いたいと思います。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。健康福祉部長。登壇してをお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

中学生までの医療費の無料化につきましては、既に一部助成をしていたものを無料化したもので、新たに子ども医療費受給者証を交付したり、システム改修の必要がなかったため、4月からスタートをしたところでございます。

今回の高校生相当年齢までの無料化につきましては、助成年齢拡大のためのシステム改修が必要であり、また新たな対象者に子ども医療費受給者証を交付するため、その事前段階として、交付申請書等を送付したり、その交付申請の受け付け、対象者の保険証の確認などの申請内容の審査、システムへの登録等に時間を要することから、10月からのスタートとするものでございます。したがって、特に県に合わせたというものではございません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん、よろしいですか。

○10番（竹内祐子） ありがとうございます。私は、いいことはどんどん先にやればいかなと思ったんですけど、わかりました。準備に時間がかかる

ということでしたね。わかりました。どうもありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、10番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第33号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第12 議案第34号 湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。議案書55ページ、参考書54です。

1点目、申込者や代表者が市内在住であれば、参加者は問わないのか、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

市内と市外の使用料の扱いにつきましては、原則

的には団体等の所在地や申込者の住所によって判断をし、参加者の住所等については特に問わないとするように考えております。

ただし、団体等の活動拠点と申込者の住所が市内・市外で異なる場合、例えば申込者の住所は市内であるが、活動拠点や構成員の大半が市外であるというような場合については、活動実態等を確認した上で判断をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） わかりました。2点目に移ります。

2点目。浴室利用料については検討されなかったのか、お伺いします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 現在、浴室につきましては、給湯設備や浴室の排水設備などが老朽化しております。小規模な修繕を重ねながら使用しているという状況でございます。今後、大規模な修繕することは財政的にも困難であると考えております。

したがって、平成30年度末を目途に、浴室の使用を廃止する方向で現在検討していることから、今回の改正に当たりましては浴室利用料の設定は行わないということにいたしました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 施設が老朽化しているというのは承知しておりまして、30年度末ということは来年度末にはもう老人福祉センターの浴室は廃止する方向なので、利用料については検討しなかったというふうにとめました。

そういったことについては、早い目に利用者さんにはお知らせしていく方向性ですかね。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 今回、施設の利用方法も一部有料化等も導入されるということで、そういったことも現在の利用者の方にも一般市民の方にも当然周知をしていきたいと考えておりまして、それとあわせて実際に浴室を利用される皆さんでございますので、早目の周知をしていきたいと思っております。

ます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では3点目。冷暖房や集会室のカラオケは使っても使わなくても使用料、利用料は同額なんですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 冷暖房の使用につきましては、先ほどほかの施設の質疑で出ておりましたが、使用料の算定根拠に電気代等の維持管理費が含まれておまして、徴収することは二重の負担となるということから、他の公共施設管理担当部署との協議の結果、全庁的に冷暖房の使用料は徴収しないということといたしております。

次に、集会室のカラオケにつきましては、こちらも耐用年数が既に過ぎておまして、また維持管理費も少額であるということから、特に使用料は設定をしておりません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。先ほどからちょっと疑問に感じていることがあるんですけども、冷暖房の使用等に関しまして、算定根拠に光熱水費が含まれているということだと、逆に冷暖房を使わない方からも負担していただきますよという、逆の解釈もできますよね。その点についてはどのように、とにかく受益者負担でいこうということに進むというんですか、そういう方向にしたんですかね。ちょっとその辺伺いたいと思います。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 利用料金、一部今度有料化するに当たって、利用料金を設定するに当たりまして、その利用料金の算定方法としまして、全庁的に統一していこうという中で、その積算の中に冷暖房料金も踏まえた中で施設の使用料を決定するというように統一して、ほかの施設同様進めてまいりましたので、全庁的に統一してそういう方向になったということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 全庁的に足並みをそろえたと

いうことは解釈できるんですけども、ちょっとね、じゃあ使わない人からもという、そういう議論もされて、この料金設定になったのかなというふうには解釈したいと思ってますので、はい、問い合わせ等ありましたら、市民によく御説明願いたいと思います。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて12番 豊田一仁君の発言を許します。12番 豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） 12番 豊田です。細切れで申しわけございませんけども、おつき合ください。

議案34号、1番の質問イコール5番の質問になるかなと思います。あわせて改正に伴う施行規則はできているか。できているとすれば公開されるのはいつか。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

施行規則の改正につきましては、現在準備中でございます。市のほかの公共施設との整合性を図りながら、また、ほかの市町の同種の施設の施行規則も参考にしながら改正をしていく予定でございます。

公開、周知につきましては、まず、先ほど申し上げましたとおり、現在使用されている高齢者の方々に対するお知らせは、新年度になりましたら文書や会合の場などで説明をしてみたいと考えております。また、使用対象者拡大に関しましては、ウェブサイトや広報などで4月以降にお知らせをしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君、いかがですか。

○12番（豊田一仁） ありがとうございます。2番目に移ります。

この条文読んでいきますと、60歳以上はもともとこの施設の使用対象者として存在しておることなんですけど、60歳以上を含む団体、お若い方が中心になっている幅広い年齢で活動するようなケースの場合、これはどういう基準で判断すればいいでし

ようか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 60歳以上の高齢者と60歳未満の方が混在する団体等につきましては、高齢者が過半数を占めるかどうかというところで判断をしていくように考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） ということは、申し込む段階で名簿、年齢を明示した名簿がないといけないよということになりますね。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 具体的に名簿の提出等までは基本的には求めず、自己申告というような形では考えたいと思っておりますが、疑わしい場合にはそういった資料等を求めることもあろうかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 次移ります。

7条3項の費用減免規定、これ、先ほど来話題になった部分ですけども、以前、これまでの案件で説明された内容と同じでしょうか。それとも何か別の基準をお持ちなんでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） ほかの施設と同様に判断していくように考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） ありがとうございます。以上で質問終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、12番 豊田一仁君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対する質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第34号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は15時35分といたします。

午後3時22分 休憩

午後3時34分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第13 議案第35号 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第35号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第14 議案第36号 湖西市健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに10番 竹内祐子さんの発言を許します。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子です。議案第36号について質問します。

1つ目、第7条2「特別の理由」とはどのようなことかを伺います。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

第7条第2項の規定は、一般的な減免の規定でございます。他の公共施設の条例においても同様の規定となっております。

「特別の理由があると認めるとき」とは、市が使用する場合や、自治会などが施策に合った目的で使用する場合などで、今後、施行規則等の中で具体的に定めていく予定でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。

では2番目の、第8条「使用期日前7日まで」の7日の根拠を教えてください。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 健康福祉センターは、夜間や休日における守衛や管理人が常駐していません。夜間や土日の施設管理につきましては、施設使用申請があった場合のみシルバー人材センターに施設管理業務を委託しているところでございます。そのため、使用許可の取り消しはシルバー人材センターのスタッフ派遣の取り消しにもつながることもあるため、その連絡調整や土日の休業も考慮し、7日前までに取り消していただくということにしたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。

では3番目の、使用者拡大による駐車場の不足が考えられますが、どのように対処するのか伺います。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 現在も、駐車場が不足する場合には、健康福祉センター周辺の公共施設の駐車場を利用したり、事前に主催者の方へ乗り合いや公共交通機関の利用の呼びかけをしております。

今後も同様に対応するとともに、5月の連休明けまでには市民会館跡地を簡易的に駐車場として整備し、利用ができるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） それで確認なんですけれども、公用車なんかのスペースというのは、あそこのところでは考えますか。それとも来場者利用のための、市民のための駐車スペースとしてしまうのか。そこを確認させてください。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 市役所裏に公用車等とまっております。場合によっては市役所の来客駐車場も手狭だということもございます。そういったことも含めて、市の庁舎管理のほうとの調整の中で、健康福祉部、おぼとに関連する公用車については、その市民会館跡地のほうへ駐車するという調整結果になりましたので、そちらが大体、社協等も含めて30台ほどそちらへとめて、あとの部分を来客用の駐車場として確保したいということで考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 私としては、市民優先で考えていただきたいんですけども、この公用車30台になりますと、市民の皆さんは何台ぐらいの割り当てになるのでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 正式には新年度に入って業者のほうでちょっと区画を確認していただいたりということになりますので、正確な数はちょっと現時点では申し上げられませんが、およそでございますと、公用車が30台程度、来客の方の駐車場として40台程度ということになるのかなと思っております。

す。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 10番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて12番 豊田一仁君の発言を許します。12番 豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） 12番 豊田です。議案36号について質疑させていただきます。

1番、2番に関しましては、結構です。

3番もこれ、さっきお聞きしたんですけど、一応確認させてください。市内・市外の判定基準は何によるのかというところをお願いいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

市内・市外の判断基準でございますが、申請者または申請団体・事業所の住所または所在地を基準として考えております。

市内とは、市内に住所を有する者または当市所在の団体・事業所の場合であり、市外については、それ以外の場合と考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） わかりました。

団体というのは、どういったものを意味するのか、お教えてください。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 団体としましては、自治会等の地域団体、それから健康福祉に関する団体、NPO法人などを考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 確認します。4番の質問に移ってますね。

○12番（豊田一仁） はい、そうです。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） 失礼しました。4番の質問をさせていただきます。

これも微妙な表現なんですけど、いわゆる任意の、

民間、当然民間になりますけど、グループというのは団体という扱いになるのか、いやもうそれは個人で申し込んでくればいいんだよという解釈になるのか。どうでしょう。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 任意のグループといえますか、例えばボランティアグループとか、そういったグループも現在実際に利用しておりますので、そういったグループについては団体ということで、その団体名、代表者名というような形で申請をして、利用をさせていただいておりますので、それは今後も、有料になるということもございますけども、利用については従来どおりになるかと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） ありがとうございます。

では最後に、この基準が市民の皆さんに公開されるのはいつになりますか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） この条例の施行が10月1日でありまして、3カ月前から施設の使用許可も申請ができるようにいたしますので、その前に周知をしたいということで、29年度内には施行規則等を改正し、新年度当初から周知ができればと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） わかりました。なるべく早い時点でわかりやすい形で提示していただくことを期待いたします。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、12番 豊田一仁君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第36号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第15 議案第37号 湖西市営火葬場条例及び湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第37号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第16 議案第38号 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第38号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第17 議案第39号 湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告が提出されておりますので、7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 議案第39号について、お尋ねをいたします。

教えていただきたいというのは、該当者、どの程度おられるのかなと、こういう点でございますけれども、湖西市の場合、福祉施設等の状況から、市外の市民が国民健康保険の住所特例の適用を受けているという例は余りないかなというふうには推測しておりますけれども、逆に湖西市民が市外の施設へ入所して、その特例を受けている方はあるのかなというふうに思います。それぞれについて、現在の該当者の人数を教えていただきたいのと、そのうち30年度中に後期高齢者医療の被保険者となるということについての見込み人数もあわせて教えていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） ではお答えいたします。

平成30年2月末時点における他市の在住者で湖西市の住所地特例者は全部で21名でございます。また、湖西市の在住者で他市の住所地特例者については、転入前のもとの市町の適用となるため、現在把握することができないので不明な状態です。

先ほどの21名の中で、30年度中に後期高齢者の医療制度に加入する対象者は1名となっております。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 実情わかりました。ありがとうございます。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第39号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第18 議案第40号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

なお当局より、資料配付の申し入れがありましたので、これを許可しております。資料はあらかじめ

議席に配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

質疑通告が提出されておりますので、7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 議案第40号についてお尋ねをいたします。

介護保険料の基準額が4,600円から5,000円になるということでございまして、私どもも影響を受けるということになるわけございまして、どの程度給付サービスを受ける内容がふえていくのかなというふうな思いをいたしまして、数字はこの前の全協でお示しいただきましたので、金額はわかったんですが、それぞれのサービス内容がどうなのかなということで、今後3年間の給付見込み額が126億円強ということで、現在の計画は前にいただいたこの資料の中に書いてありまして、これは109億円でございますので、この3年間に給付見込み額が17億円ふえるということですかね。15.6%の増ということでございます。

そういうことで、介護保険料基準額400円上がるということについて、主なサービスはどうなるんですかということでお尋ねしたら、この資料をいただいたということでございます。これと比較しながら見ようかと思ったんですが、制度自体が変わっておりますので、なかなか簡単に比較できないなというふうに思いましたけれども、このいただいた資料を見る中で、制度が違っておるところの理解が私も十分ではありませんので、ちょっとその辺を含めて、主なサービスについての変った点についての基礎数値の概要を教えていただきたいなというふうに思って通告をさせていただきました。

これを資料を見る中で、2番の介護サービス見込み量の居宅サービスの費用が結構ふえてて、その下の3つ、地域密着とか、特に施設サービスですね、ここなんかはほぼ横ばい。あるいは一番下の居宅介護支援については逆に減ってるんですね。これは制度が変わってきているということの影響だと思いますけれども、それとかその下の3番の高額介護サービス費が大分ふえてるなど。金額の多い少ないはありま

すけども、比率で見るとかなりふえてるなというよ
うな、こういう読み方ができますけども。一応この
表を踏まえて、どういうふうに見た中でこの126億
円という数字を見込んだかということを説明してい
ただけたらと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。登壇して願
いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） それではお答えをい
たします。

初めに、配付させていただきました資料を簡単
に御説明させていただきます。介護サービス等見込み
量に関する資料でございますので、そちらをごらん
ください。

まず、1番目の介護予防サービス見込み量につ
きましては、平成30年度は合計で8,244万8,000円、31
年度は8,912万7,000円、32年度が9,857万6,000円
であります。

2番目の介護サービス見込み量につきましては、
平成30年度は33億9,820万3,000円、31年度が35億
8,584万3,000円、32年度は38億9,164万3,000円
であります。

これらの総給付費に3番の高額介護サービス費
等の金額を加算しました4番の標準給付費見込み額
が平成30年度は36億5,996万7,000円、31年度が39億
728万6,000円、32年度が42億9,010万4,000円
となりまして、3年間では合計118億5,735万7,000
円あります。

標準給付費見込み額が増加している要因といた
しましては、介護給付費の自然増に加えまして、平成
30年度から地域密着型特別養護老人ホームが開設
することが大きな要因として挙げられます。

次に、5番地域支援事業費につきましては、平
成30年度は2億6,359万1,000円、31年度は2億7,224
万1,000円、32年度は2億7,987万7,000円で、3年
間の合計は8億1,570万9,000円を見込んでおります。

増額の要因としましては、利用者が増加してい
る新総合事業の自然増に加え、平成30年度から本格的
に取り組む地域包括ケアシステムを推進するための
事業費の増加を見込んだものでございます。以上で

ございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。

もう一点通告がしてありますが、今回の改正に
よって、3年前の県下の状況を見てみますと、湖
西市は割合と低いほうだというふうに思っていまし
たけれども、今回の改正で、他市の情報、それなり
に把握をされておるとお思いますので、県内自治体
の月額保険料改定状況と本市のレベルというか、位
置づけ、どの程度になってるのか、その辺の概況を
ちょっと御説明をお願いします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 静岡県が県内の市町
に2月時点で調査をしております。それは暫定値で
はございますけども、その保険料月額基準額は、最
高額が7,004円、最低額が4,588円でございます。県
平均では5,411円となっております。本市は5,000
円でございますので、県平均よりは低い状況となっ
ております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。ありがとうご
ざいました。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の
質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対する
質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項
の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員
会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されて
おりますので、11番 荻野利明君の発言を許します。
11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第40号
湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定につ

いて、反対討論を行います。

平成30年度から第7期が始まります。今まで3年ごとに保険料が値上げされてきました。ところが、制度そのものは改悪に次ぐ改悪が進められてきました。

改悪の主な内容は、1、第6期事業計画で介護保険料の大幅な引き上げ。2、要支援1・2の人の訪問・通所サービスを介護保険の対象外にし、市町村事業に移す。3、特別養護老人ホームの入所対象者を介護度3以上の人に限定する。4、介護保険施設での食費や居住費の負担軽減の要件に資産を追加するなどです。

保険料は上がるのに、介護保険が利用できない。保険あって介護なし。これでは市民が納得できないのは明らかであります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。議案第40号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、賛成討論を行います。

まず、湖西市の介護保険料はこれまで4,000円台と近隣市に比べて安く推移していました。しかしそれは一方で介護保険サービスの活用が少ない。つまり給付額が少なかったからの結果でもあると思います。

ことしの夏には地域密着型小規模特養の開設が予定されており、高齢者の増加に伴い、今後さらに施設介護等の整備も必要と思われま。そこで、利用者増に伴い、給付費もふえていくことになります。

2月15日の全協でいただいた資料では、介護給付費、地域支援事業費の給付見込み合計額は、平成30年度から32年度の3年間で約6億5,000万円アップする試算となっております。そこへ、介護給付費準備基金を3年間で2億2,700万円取り崩し補填することで、介護保険料の基準額、10段階あるうちの5段階の方の毎月の保険料ですが、それが月額4,600

円から5,000円に、400円アップしようとするものです。市当局の市民への負担軽減の配慮が伝わります。

要支援・要介護者がふえる中、市民に必要な負担をしていただき、必要な介護及び予防サービスを適切に受けていただける体制整備をすることを期待して、賛成いたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第40号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第19 議案第41号 湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、7番 渡辺 貢君の発言を許します。渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 議案第41号についてお尋ねをいたします。

これは障害者サービスと高齢者サービスとの連携という、そういう意味だと思いますけども、この条例改正に伴いまして、対応が必要となる市内業者への周知、それから指導、サービス受給者にとって期待される効果ということについて説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

市内にある4つの指定介護予防支援事業者へは、条例改正後、速やかに改正の内容を周知してまいり

たいと考えております。

期待される効果としましては、指定特定相談支援事業所と連携を図りながら情報等を得ることによりまして、障害を持った高齢者にとって、よりよいサービスを受けることができるようになるものと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。障害者サービス受給者がスムーズにこの条例改正の効果を受けるように御配慮をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第41号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第20 議案第42号 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告が提出されておりますので、発言を許します。初めに6番 佐原佳美さんの発言を許します。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。

議案第42号 地域密着型サービスのことですが、従来の指定地域密着型サービス事業者に対して、共生型地域密着型サービスが提供できるようになるという改正の内容の周知や勧奨、勧めるということですけれども、ちょっと語弊もありますけれども、そのような予定はありますか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

共生型サービスにつきましては、その改正内容について、現時点では国から詳細がまだ示されておりませんので、関係の事業者へは詳細が判明した後、周知をしていきたいと考えております。

また、共生型サービスの提供に関しましては、各事業者の経営判断に委ねられるものであることから、現時点での市からの勧奨は予定しておりません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん、よろしいですか。

○6番（佐原佳美） 皆様御存じのように、指定地域密着型という市が設置者という、先ほどからの手数料等の話もありますけれども、そういう責任あるところになるんですけど、その関係者とお話をしたときに、共生型サービスということがちょっとまだ御存じなかったようで、そういう中でこういう法律だけがつくられていっても、現場でどれだけ活用されるのかとか、もちろん小規模多機能という高齢者を中心にサービスを提供しているところだけでなく、障害者団体等にも周知していく必要はあるかと思えますけれども、なかなか本当にいろいろな、まず共生型という富山県富山市とかで特区として最初国から指定されてやってきたところが、静岡県もふじのくに型というところで富士市だとか富士宮だとか静岡とかで始まってますけれども、本当にいろいろな、病院でもなかなか入院を継続させてくれないような方が、小規模多機能のところですのでご苦労しながら現場で小規模多機能のところが高齢者とと

もに入所されているようなお話も伺ってきました。

大変な事業ではありますけれども、市で本当に応援をして、市民の多くの方がいい結果が生まれるような制度になるように、また国から詳細がおりてきましたら、ぜひともしっかりとした説明を事業者にしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて10番 竹内祐子さんの発言を許します。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子です。同じところの質問になります。

1つ目、共生型サービスが追加されることで、市が準備したことは何かあるのかを伺います。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

今回、湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び条例施行規則を一部改正することによりまして、事業者が新たに共生型サービスを提供するための環境を整えた、整備したということでございます。

具体的に特に現時点で何かをしたというものはございません。まずは条例等の整備により、環境を整備したということでございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん、いかがですか。

○10番（竹内祐子） わかりました。先ほども国からまだ何も詳細が示されていないので、なかなかどのように進めていくかということもわからなくて、とりあえず条例を整えて、いつでもやっていけるようなものになっているということで理解しました。

2番目のところも、もうこんな状況なので、対象者にどのような周知をするかということも、多分してないんじゃないかと思うので、取り下げます。失礼いたします。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、10番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第42号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第21 議案第43号 湖西市構造改善施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告が提出されておりますので、12番 豊田一仁君の発言を許します。12番 豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） 12番 豊田です。議案第43号について質疑させていただきます。

1番の質問につきましては、多分回答同じでしょうから割愛。2番の質問につきましては、これは細かく聞きたいんですけど、ちょっと質疑の範囲から逸脱しそうな心配がしますんで、改めてまた別のタイミングで確認させていただきます。

3番について、使用料の減免規定はどのような判断基準によるか。これも同じような回答かなと思いますけど、一応念のため確認させてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） お答えいたします。

先ほど図書館の条例のときにお答えさせていただきましたけれども、平成30年1月に制定されました公の施設に関する使用料の設定基準に従いまして、減免規定を規則に定めてまいります。また、減免団体を明確化するために、減免団体の取り扱い要綱を改正していきます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君、よろしいですか。

○12番（豊田一仁） ありがとうございます。

4番に関しましても結構です。

5番に関しまして、これ、先ほど図書館関係は5月ごろという話がございました。これはいかがでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 先ほどの図書館と同様、5月には公開していきたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） ありがとうございます。

では6番の湖西市構造改善施設を利用する減免団体の取り扱い要綱、この取り扱いはどういう形になっていきますか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 先ほどもお話したとおり、規則の改正に合わせて改正を行っていくということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） それはいつごろの予定でしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 規則同様、4月の教育委員会に審議されますので、4月に審議されるということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君。

○12番（豊田一仁） わかりました。ではその公表を待ちたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 12番 豊田一仁君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、11番 荻野利明君の発言を許します。

11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第43号湖西市構造改善施設条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

30号議案同様、今回の改正は公の施設に関する使用料の設定基準に基づき使用料を改定するということなのですが、結局市の財政が厳しいから引き上げるといふものです。

しかし、市の財政が厳しくなったことは、市民に責任のないものです。安易に市民に負担を求めることについては反対であります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。反対討論ありましたので、一応賛成討論をさせていただきます。

先ほどと同様に、受益者負担の原則に基づいて、統一的な算定基準を定めようということで検討を重ねてきた結果の提案ということで、必要な改定と思っておりますので賛成とさせていただきます。終わります。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第43号について採決いたします。本

案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第22 議案第44号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。

議案第44号 湖西市の企業立地推進なんですけども、本条例の一部改正によって、企業の誘致ですとか事業拡大に大きく期待をするところではありますけれども、まず先進して県の要項が改正されるということなんですけれども、県の制度改正に加えた湖西市単独での制度内容があれば教えていただきたいということと、それに合わせてですけれども、取り組みたい戦略的な事業の形態等々がございましたら教えていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇して願います。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

湖西市の企業立地促進条例は平成18年3月から、産業振興と雇用機会の拡大を図ることを目的として制定され、県との協調制度として運用しているところでございます。

市単独の制度内容につきましては、製造事業及び物流関連事業につきましては、市単独として小規模企業者、小規模の企業者の企業立地を後押しするため、新事業所における業務開始時の10人以上という従業員数や既存事業所を有する場合の1人以上という雇用要件など、一部の要件を適用しないこととしておところが独自の事業です。

また、加えまして戦略的な形態については、県の

ほうにもあります研究所とかソフトウェア事業のほか、特定サービス業として情報処理や情報提供サービス業など、制度の当初から補助対象事業として独自の事業を行っているところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 湖西市の事業者さんで小規模な事業者さんが多いということで、要件を緩和していただけるということは本当に頼もしく思います。ぜひぜひ周知をしていただきたい。

あえてお伺いした戦略的な事業というところで、特定サービス事業の中で情報政策のような事例があったんですけども、もう少し具体的に、どういったような事業形態なのか、もう少し詳しくいただきたい。お願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

特定サービス事業は、次の4業種でございまして、情報処理のサービス業、また情報提供のサービス業、またデザイン業、もう一つ、機械設計業、この4種類を特定サービス事業として分類しておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 今伺う中では、これからのITですとかAIが新しく日本、国を挙げて進めていく事業というふうに理解しておりますので、先進的な取り組みを期待したいところでございます。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。

ただいまの質疑、引き続き第44号ですかね、お伺いをいたします。

ただいまの答弁でいろいろわかったんですけども、せっかく通告してありますので、お尋ねをいたします。

静岡県のホームページを見ますと、企業立地補助

金が使いやすくなりましたと、こういう見出しで、制度改正の3つのポイントについて説明が書かれております。

県に準じてということですので、これをそのまま受け取っていいのかなというふうに思いますけども、今回の条例改正によりまして、今後市内の企業誘致にとってどのような効果と期待が持てるかと。たまたま、まだ少し時間はかかりますけれども、これから浜名湖西岸土地区画整理事業をやっていこうとかいう計画もございますので、今の時点で言及するのは難しいかもしれませんが、PRをする立場、企業の皆さんにですね、そういう立場から、ここは強調したいなというような点等ありましたら補足説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

企業立地促進奨励金は、厳しい経済状況のもとで民間企業の市内への誘致や既存企業の事業の拡大を推進していく際のアピールポイントとして、重要な役割を果たしている制度であると考えております。

今回の改正につきましては、市内企業の多くが労働力人口の減少等による人手不足が重要な課題であるなど、社会・経済状況が変化する中で時代に合った補助制度への見直しを図ることにより、引き続き市内企業の事業活動を全面的に支援していくものでございます。

効果といたしましては、先ほど議員もおっしゃったように、複数回数の要件の見直し、または雇用要件の一部緩和ということと、また大企業だけでなく小規模事業者にも利用しやすくなったということが大きな改善点です。

また、市内企業の積極的な投資による事業の拡張と雇用の増加に結びつくところを一番の期待点としておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。いづれにしても、雇用の振興というのは本市の最大の目指すべきところだと思いますので、この点につい

て積極的にPRをしていただいて、さらなる発展につなげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第44号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第23 議案第45号 湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第45号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第24 議案第46号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第46号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第25 議案第47号 浜名学園組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第47号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第26 議案第48号 平成28年度住吉地区命山整備工事の工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第48号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第27 議案第49号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第49号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第49号は原案のとおり可決されました。

それではここで暫時休憩といたしますが、これより予定といたしましては5時を過ぎます。延長を諮りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） それではただいまから休憩に移りたいと思います。再開は16時55分です。よろしくをお願いします。

午後4時41分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第28 議案第50号 平成29年度湖西市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに17番 神谷里枝さん。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 議案第50号 補正予算につきまして質問させていただきます。3点ほど通告してあります。

まず1点目は、説明書の3ページになります。土木費全体の補正額が主に入札差金や不用額で3億

6,700万9,000円の減額となっております。私としては余りにも大き過ぎると感じております。価格設定など、担当部署としてどう捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁お願いいたします。都市整備部長。登壇してお願いします。

〔都市整備部長 片山彰宏登壇〕

○都市整備部長（片山彰宏） お答えいたします。

議員御指摘の3億6,700万9,000円の減額補正のうち、3億2,144万7,000円と約9割を占めております道路改良費と都市計画総務関係経費について御説明させていただきます。

最初に、道路改良費のうち委託料の減額3,880万円でございますが、上ノ原藤ヶ池跨線橋道路改良事業におきまして、跨線橋新設の実施設計を計画し、J R 東海株式会社静岡支社と協議を進めておりましたが、J R 東海の組織変更により、年度途中で協議相手がJ R 東海株式会社名古屋本社に移ってしまいました。そのため、J R からの協議回答が大幅におくれているという状況でございます。そこで、本年度の設計業務の発注を取りやめたというものでございます。

次に、工事請負費の減額1,900万円でございますが、新所原駅嵩山線整備事業におきまして、平成25年度から一部の用地取得に難航していたところから、本年度当初は市単独費による暫定整備で現場を終えることもいたし方ないと考え、予算計上しておりました。しかし、職員のたび重なる用地交渉の末、平成29年10月に、難航しておりました地権者と用地売買の合意に至ったため、計画どおり正規な線形の道路整備ができることとなりました。

この道路整備計画であれば、国庫交付金の対象事業とできることから、あえて本年度の予算を不用額とし、次年度の国庫交付金事業にエントリーするよう組みかえ、市の持ち出し経費の削減を図るよう方針を変更したものでございます。

次に、際立って大きい額の都市計画関係総務費のうち委託料1億2,048万7,000円、及び工事請負費1億2,235万4,000円の減額でございますが、平成24年9月議会において、新所原駅周辺整備事業に対し附

帯決議された「事業費低減への努力を望む」に基づきまして、平成29年12月議会でも御説明させていただき変更契約締結の御承認を頂戴しましたとおり、自動改札機及び通信設備の再利用や使用材料の見直し等、事業費縮減に真摯に取り組んできた結果、減額できた事業費でございます。

このように平成29年度3月補正は、通年に比べて特異なケースが重なった結果、大きい額の減額補正となったものであり、当初予算の事業に対する価格設定が甘かったという結果であるとは捉えておられないところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 丁寧な説明ありがとうございます。本当にJR、相手の事業とか、また職員の御努力によって経費削減ができてきたということ。大枠捉えるとそういうことかなと思いましたが、この質問はこれで終わります。ありがとうございます。

次の質問に移ります。説明書17ページ、3款1項10目です。

自立支援給付費の扶助費の不足が見込まれ、5,000万円の増額補正が組まれております。12月定例会の補正予算第5号でも1,660万円増額補正された経緯があります。

当初予算より6,660万円もの補正を組むことに、担当課としてはどのように捉え、また来年度予算に反映させようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 今回補正をお願いしておりますのは、自立支援給付費のうちの介護・訓練等給付費でございます。12月定例会で1,660万円の補正をお願いしたのは、障害児の通所給付費でありまして、いずれも利用者数の増加により、給付費に不足が生じ、補正が必要となったものであります。

29年度の介護・訓練等給付費の当初予算につきましては、予算要求時点の実績を踏まえ、28年度の当初予算に対し3,240万円、5.3%の増としております

が、増額分の見込みは難しく、また厳しい財政状況の中、大幅な予算増額は困難ということで、結果として補正をお願いすることになったものでございます。

30年度予算につきましては、実績と全体の予算編成を踏まえた中で、29年度当初予算に対しまして3,960万円、6.1%増を計上しております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。こういった扶助費というのが本当にうなぎ登りに上がっていて、なかなか抑制するというのも難しいことは承知しておりますが、余りにも補正、補正と出くると、余計にその意識がそちらへ行ってしまうものですから、できるだけ当初予算に組み込んでいただけるとありがたいと思ひまして、今回質問させていただきました。ありがとうございます。

では最後の質問に行きます。繰越明許費についてお伺いします。議案書90ページです。

3款1項における社会福祉費の介護施設等整備事業が繰越明許になっております。理由をお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 繰越明許とする介護施設等整備事業につきましては、岡崎地区で整備中の地域密着型特別養護老人ホームの施設整備費補助金でありまして、補助対象事業者である社会福祉法人による建築工事の入札が、これが29年7月21日に執行いたしました。不調となりました。そのため、設計内容や設計金額の見直し、県との調整に時間を要し、2回目の入札が平成29年11月2日に執行しまして、工事施工業者が決定をいたしました。この業者決定がおくれたことに伴いまして、完成予定が平成30年6月となったことから、全額を平成30年度へ繰り越ししようとするものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。入札不調でもう一度やり直して、落ちついたと。そうすると、ただいま答弁にありましたように、開所予定が30年の6月でいいんでしょうか。完成は6月です

けども供用開始というか、利用できていくのも6月
なんですか。そこをお願いします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 施設の建築工事の完
成は6月で、その施設の開設自体は7月を現在予定
をしております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。どうもありが
とうございました。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さん
の質疑を終わります。

続いて6番 佐原佳美さんの発言を許します。6
番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。
補正予算で議案第50号、歳出の2款1項8目、議案
書90ページです。

コーちゃんバスの負担金を106万4,000円増額する
理由を教えてください。

○議長（二橋益良） 企画部長。登壇してお願いし
ます。

〔企画部長 松本裕行登壇〕

○企画部長（松本裕行） 答弁をさせていただきます。

コーちゃんバスの利用者数は、平成30年1月末現
在で約6万9,000人ございまして、前年度の1月
末より約2,500人、約4%増加しているものの、運
転免許証自主返納者の無料券の利用件数が多かった
ことから、運賃収入は減少しております。

運転免許証自主返納等支援事業は、当初予算編成
後の平成29年4月に施行したため、本年度の当初予
算に無料券の利用者見込みを反映させることができ
ませんでしたので、運賃の減少見込み分106万4,000
円の補正を今回お願いするというものでございます。
以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 理由はわかりました。無料券
によって利用する方が多かったから、予定してたよ
りも収入が減ったということですけど、そもそも無
料券の発行で減ったから、減ったから、これ何人分

くらいになるんですかね。でも100円か200円ですの
で、予測ができなかったということですけども、乗
客は2,500人ふえてるということですね。はい、じ
ゃあお願いします。今手を挙げられたから。要は何
人分、2,500人が利用したから、でもふえたのは
2,500人ですけど、その人たちが全部返納者とは限
らないわけですよ。そして。はい、じゃあお願い
いたします。

○議長（二橋益良） 答弁よろしいですか。企画部
長。

○企画部長（松本裕行） 利用者数が、1月末でご
ざいまして6万9,000人ございましてと。前年度
と比べると利用者数は2,500人ふえておりますので、
普通から考えますとそれにかかる運賃収入も上がっ
ているというところでございますが、先ほど答弁申
上げたような理由からということなんですけど、で
は何人利用したんだということでございますが、無
料乗車券の交付を1月末でございまして、これは交
付件数ということで市民協働のほうとの交付件数で
すが、177人分でございます。その方が合計で3,857
回というのか、件というのか、利用されていると。
お一人の方が何回も乗降されているということにな
ろうかと思いますが、そんなことから、利用者人数
はふえているんですけども、お金の入るとい分母分、無料分がふえたので、その分が収入が減って
しまったという説明でございました。説明がなかなか
わかりづらくて申しわけございません。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） だから、ですの、106万
4,000円が無料分だったと考えられるということ
でよろしいですか。違うのか。最初の予算はもうも
と赤字ではありますけれども、これほどの不足を
予測してなかったわけですね。発行した金額は全然
関係ないですよ。発行した金額を差し引いたから
ということではないですね。発行はコーちゃんバス
が発行してるわけじゃないですね。市民協働課の中、
同じ課の中ですかね。ちょっと。106万増額する
理由。もう一度済みません、お願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁よろしいですか。企画部
長。

○企画部長（松本裕行） ストレートなお答えになるとなかなかちょっと。一回、前に、まず支出のお話でございますが、運行経費というものがまずかかります。それから運賃収入分プラス国からその事業をするのに補助金というのが来ます。運行経費からその2つを差引いた分が負担金ということで市のほうで計上しているの、運賃収入が減れば、負担金が、出さなきゃいけない金額が大きくなるという、まずイメージということでお考えいただく中で、ストレートに106万円が云々というところには、ストレートにはなかなか行かないんですが、なかなか細かい算式があつて、ということをお示しをした中でということで、一区切りということで、はい、失礼します。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 要は無料券を使う人が利用したので、予定よりもお金が足らなくなったということはわかりました。あと楠議員も上げておりますので、また詳細質問があるかもしれませんが、そこでまたさらに参考といたします。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。私のほうからも2款1項8目交通安全対策費、コーちゃんバスについてお伺いしたいと思います。

2点ほど通告してございますけれども、1点目は先ほど佐原議員の質疑で理解をすることができましたので、2点目から少し整理をして質問したいと思います。

先ほど来、企画部長のほうから御答弁があつたように、コーちゃんバスの利用者見込み数と、運転免許証の自主返納者によるバスの無料乗車の見込み数、これが読み取れなかったよというような御答弁だったんですけども、もともとコーちゃんバスを利用する見込み数というのは幾らぐらいだったんですかね。どうでしょう。

○議長（二橋益良） 企画部長。登壇してお願いします。

〔企画部長 松本裕行登壇〕

○企画部長（松本裕行） 御答弁をさせていただきます。

当初予算の中に見込むかということは先ほど申しましたので、当初予算の中には見込むことができなかったということがまずありますが、自主返納の件数においては、実績として今危機管理のほうで補助金の制度というのがありますので、それで件数は大まか前年分は何件ということは、何件というよりも何枚出したよということは、多分わかるというところはございますが、先ほど言いましたかなりの件数が、結果としてわかつた。その段階で一人の方が何件乗るかということがつかめなかつたということがございましたので、その人数はわかりましたけど、何件というところはつかめなかつたというところで御説明をさせていただきます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） この件につきましては、私どもの議会のほうも、こういうバスの無料乗車の制度を導入したときに、そういうリスクヘッジとられているかどうかというところを確認すべきところではあつたと思つて反省をしております。また来年度は大丈夫なのかなというふうなところはあるんですけども、またその辺につきましては今度特別委員会のほうで審議がございますので、改めて臨みたいと思つています。大体見込み数が見込めなかつたということで理解をいたしました。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） それでは引き続き補正予算の内容ですが、参考資料の97ページの真ん中へんに、市有土地の売却収入というのがありまして、5,084万2,000円ですか、この内容説明をお願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。登壇してお願いします。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

売払収入5,084万2,000円の大部分を占めるのは、静岡県に売却をいたしました市民会館跡地の湖西警察署建設用地で、約1,088平米、金額で約4,692万3,000円でございます。

そのほかには、隣接地との一体利用を目的として売却をいたしました土地7件、約290平米で、金額が約391万8,000円でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。

続いて99ページですか、参考資料の。これは上から3番目になりますが、土地開発公社の買い戻しの費用が4,800万ありますが、これについての内容説明もお願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

大森工業団地の事業用地として、平成4年度に市から依頼を受け、土地開発公社が先行取得した土地の買い戻しでございます。

大森工業団地の見直しにより、長期にわたり活用されることがなく現在に至っておりますことから、公社の借入金利を抑えることについて、財政当局と相談し、予算の確保が可能な金額について買い戻しをすることとしたものでございます。

内訳は、湖西市岡崎字大森地内の土地3筆、合計2,780平米でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続いて8番 吉田建二君の発言を許します。吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 8番 吉田建二です。質問させていただきます。

歳入21款市債、説明書は13ページ、参考資料97ページでございます。

市債の消防費、通信施設整備に1,070万円の起債

が計上されております。これは国庫補助金が減収等をしたことを補填するために起債を発行するのかどうかお尋ねするとともに、また交付税算入などの特別措置の対象となるものか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 総務部長。登壇してお願いします。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、通信施設整備事業に対する交付決定により国庫補助金が減額となることに伴い、減収となる財源を確保するため、市債を活用するものであります。

また、市債の公債費の40%は、普通交付税の基準財政需要額へ交付税算入されるものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 今回、起債をしなくても公共施設整備基金への繰り戻しと調整したらどうかというようなことを考えたわけですが、ただいまの答弁でもって国の交付税の対象の経費になるというようなことから起債を起こすということで、これは理解いたします。

では2番目のほうお願いいたします。

歳出の2款総務費です。公共施設整備基金積立金、これの財源は何を充てているのか。またあわせて積み立てをする大方の目標は何のために、こういうようなものがあればそれをお聞かせいただきたい。もしなければ大局的に公共施設のためにということでの説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（森 宣雄） お答えをいたします。

財源の内訳を申し上げます。新所原駅周辺整備事業への寄附金が123万2,000円、地震津波対策事業への寄附金が38万6,000円、財産収入として基金の利息が13万3,000円、それから新所原駅周辺整備事業など、主な普通建設事業におけます入札差金や事業費の確定に伴い生じた一般財源の不用額のうち1億円を財源にしております。

それから、大方の目安という御質問でございます

が、理想といたしましては、特定の公共施設建設のための財源として目標を定め、積み立てることがよいと考えております。しかしながら、今後公共施設の適正化に要する経費や老朽化による改修が必要となってくる施設も出てまいります。また、ここ数年は大型事業が続きますことから、実施計画により事業費の財源を判断し、必要に応じ、公共施設整備基金の活用を図ってまいりたいと考えております。

このようなことから、積立金額の目標設定はございませんが、普通建設事業費の入札差金や不用額が生じた場合にあっては、できる限り基金へ積み立て、後年度に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） ただいま積立金の財源内訳を丁寧に説明いただきました。了解をいたします。

特に建設関係に計上された不用額をここのとこで積み立てていくというようなことで財源に充てる。大いにその点についてはよろしくお願ひしたいとこのように思います。せっかく投資的経費に計上した、そういう経費をまた一般財源に戻してしまうのではなくして、そういう建設の事業のほうに充てていこうというように有効活用してもらう、これからの公共施設再配置を財源確保するというので、今部長から答弁いただいた。非常に有効なことだと思しますのでよろしくお願ひします。

3点目の質問お願ひします。

3款民生費、説明書17ページでございますが、介護・訓練費等の給付費、今回5,000万円の不足が見込まれるということで計上されております。年度末での補正額としてはちょっと多額だなとこのように感じますが、その点の内容について説明をお願ひいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 介護・訓練給付費は、居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、計画相談支援などの障害福祉サービスに係る給付費でございます。

今回の給付費増額の理由は、サービスの利用人数

の増加に伴う給付費の増でありまして、一月当たりの延べ利用人数と金額が、当初予算時の見込みでは約540人、5,370万円であったのに対しまして、補正予算要求時までの実績から推計すると約560人、5,780万円で、20人、410万円増加する見込みとなったことから、不足を生じるために今回補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 私のちょっと理解が不足しているかわかりませんが、当初と今回の補正でいくと、20人の増員があったと。それで5,370万円が5,780万円410万円のというんですが、5,000万円というこの不足額が見込まれるという、その内訳はどうなるのでしょうか。その点についていま一度説明をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 済みません、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、一月当たりの延べの利用人数が20人増加、金額にして一月当たり410万円の増加、年間通してですね、という見込みになるということで、全体で約5,000万円不足が生じるというものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） わかりました。一月当たりということで、それを年間を通じていくと今回の補正額になるということで理解をいたしました。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第50号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第29 議案第51号 平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 議案第51号、国保会計の補正予算についてお尋ねをいたします。

この件は、先ほど基金条例の改正のところで御説明いただきましたので、おおよそは理解はしておりますが、今回、補正で1億円の支払準備基金を新たに積み立てるということになりますと、29年度の基金残高でございますけれども、先ほどは今のうちにできるだけ貯金しておくということで、30年以降は余り積み立てる当てがない、こういう説明でございましたので、できるだけ積み立てるということについての意味はわかりましたけども、そうだとすると、私もざらっと数字拾ってみたんですけども、28年度末の支払準備基金が3億5,400万円、27年が2億400万円ですので、27年から28年にかけて、かなりふえてるんですね、3億5,000万。29年度の当初で2,800万ぐらい基金取り崩すという予算ですが、今回、これはやめるということで、そのまま残るのではないかなと、3億5,400万。これに1億円足すと、4億5,400万ということで、そういう計算でいいのかどうかということと、ちょっと多いけども、貯金はたんとあったほうがお互いにありがたいという思いはあると思いますので、その辺の見解を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。市民経済部長。登壇してをお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

平成29年度末の国民健康保険給付等支払準備基金の残高見込みにつきましては、渡辺議員がおっしゃいますように、今回の補正予算で基金の取り崩しを2,800万円減額しました。また、積立金を1億円増額することで、最終的には合計4億5,492万円になります。1億2,800万円増額することになりますが、平成28年、前年度の実質単年度収支1億3,061万円の黒字額と同程度の額でございますので、積立額としては、できるだけ積み立てたいということもあわせて、適切であると考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 説明は理解いたしました。終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第51号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第30 議案第52号 平成29年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第52号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第31 議案第53号 平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第53号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第32 議案第54号 平成29年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第54号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第33 議案第55号 平成29年度湖西市水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第55号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第34 議案第57号 平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第35 議案第58号 平成30年度湖西市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 質疑通告を出ささせていただきましたけども、時間も大分、時間ですので、この所管委員会の方たちに人件費とか委託費とか、この生活支援体制整備事業は本当に身近な事業としてスタートしていくわけですけども、よく積算根拠とかいろいろなことがわかっていけませんので、そういったことを含めて当局が予算審査の中でお答えしていただけるということをお願いしまして、私はこの質問を取り下げたいと思います。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対する質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第36 議案第59号 平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第37 議案第60号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第38 議案第61号 平成30年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 日程第39 議案第62号 平成30年度湖西市病院事業会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。このほうはちょっと質問をさせていただきたいと思います。

一般会計からの繰入金の前年度より8,482万4,000円減額になっております。以前も、病院としては12億要望したかったんですけども財政難で10億にした。結局3月補正で2億また増額補正という経緯もある中で、今回は大丈夫かなという思いもありまして、

大きく8,000万円以上減額できた主な要因だけで結構ですので、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。病院事業管理者。登壇してお願いします。

〔病院事業管理者 杉浦良樹登壇〕

○病院事業管理者（杉浦良樹） お答えいたします。

平成30年度予算につきましては、私が就任してから初めての予算であり、経営改善に向けての予算となります。本年度の経営状況や経営診断の結果などを参考にいたしまして、経営改善に取り組んでいくということで、平成30年度につきましては前年度よりも繰入金を減額した予算で努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、よろしいですか。

○17番（神谷里枝） 病院管理者として、経営改善に取り組んでいただくというのは当然のことでありまして、私が今お聞きしたいなと思ったのは、8,482万4,000円、市からの繰入金が減額できたという、その8,000万もの減額、経営改善してここを減らそうというのがあったかと思うんですが、その主なポイントを挙げていただけないでしょうか。

○議長（二橋益良） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（杉浦良樹） お答えいたします。

来年度4月から診療報酬改定、介護報酬改定の同時改定、それから世の中で言われているトリプル改定、福祉関係のものも変更がされていきます。そんな中で収入の部分ではまだ読めないところがたくさんございますが、費用面の削減というものには着手をしたいなと思っております。ただそれが今ここで挙げてある数字そのものになるかどうかは未確定ではありますが、例えば、今先発品というお薬があるんですが、先発品を今98%ぐらいの使用で使っております。これを現場が許せばということもあります。いわゆるゾロ、後発品というもの、後発品の医薬品を使っていくということでも減額ができるのではないかと考えております。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） いろんな要因があって8,000万強の減額、市からの繰入金が少なくなるのは本当

にいいことだなと思っておりますけども、やっぱり足りなかったよといってまた3月とか年度末あたりに補正とならないように、余り無理した予算編成でなければいいんですが、そこを私はちょっと感じるものですから今回質問してみましたので、市からの繰入金の補正が起きないような御努力をお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続きまして5番 楠 浩幸君の発言を許します。

5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。最後になりましたけれども、私のほうからも病院事業会計予算について、4点ほど通告しております。

本来ですと、付託案件ですので、所管の常任委員会にお任せするべきところではありますけれども、病院事業会計、湖西市としては非常に大きな課題というふうに認識をしておりますので、少し勉強させていただきたいというふうに思っております。

1点目です。先ほど先輩議員のほうから市、一般会計からの持ち出しを減額するというような質問がありましたけれども、そんな中で入院、入りのほうですね、収入のほうで入院の収益が前年比、減少するというような説明があったと思うんですが、主な要因だけ結構ですので、教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 病院事務長。登壇してお願いします。

〔病院事務長 柴田佳秀登壇〕

○病院事務長（柴田佳秀） お答えをいたします。

平成30年度予算に計上させていただきました入院収益につきましては、平成28年9月から平成29年8月までの1年間の実績をもとに、医師とのヒアリングを行い算出をしており、減額となっております。

入院患者数を見込むことはなかなか難しいことでございます。収益が減少となる主な要因といたしましては、先ほど申しました1年間の実績が減となっていることと、常勤医師数が平成29年度から1名減の16名となったことによるものでございます。以上

でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。2つ目の質問に移りたいと思います。

同じくなんですけれども、収入のほうなんですけれども、外来の収益も前年比減少するということなんですけれども、先ほどの答弁と同じような内容でしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えをいたします。

平成30年度予算に計上しました外来収益につきましても、先ほどと同じように平成28年9月から平成29年8月までの1年間の実績をもとに、医師とのヒアリングを行い算出しております。

外来収益につきましては、実績ベースでは前年度予算と比較すると増加をしております。しかしながら、医師とのヒアリングにより、かなり無理をされて診療されている医師がおられ、診療の調整をしたという申し出があったことなどにより、前年度より減少しているものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。3点目に移りたいと思います。

今度は機器・備品の購入費なんですけれども、かなり大型な投資が行われます。1億286万円の投資なんですけれども、投資による成果を教えてくださいなと思います。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） 器械備品購入費の内訳でございますが、まず病院の検査にかかわる診療情報システムの更新及び心電計、血液ガス分析装置などの検査用機器がまず主なものでございます。

次に内視鏡情報管理システムの更新及び内視鏡スコープの購入でございます。それから、手術用の顕微鏡、手術台、カメラシステムの購入もございまして、それからレーザーによる手術を行う装置がございまして。

それらの投資による成果につきましては、これらの医療機器は検査や手術に使用するため、患者さんの利用が多く、収益につながることや、機器を更新

することによって、万一故障した場合でも部品の供給が確保され、早急に機能が回復できることでございます。

なお、更新の機器につきましては、補修の部品供給が終わるというメーカーからの情報がございまして、更新購入するものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 顧客ニーズに合わせたものと、あと市民サービスの向上ということで理解ができました。

4点目、最後の質問になります。

よくよく出てくる案件なんですけれども、一般会計からの繰り入れ、繰り出しなんですけれども、これ、資金的収入に一般会計から繰り入れを行う根拠のようなものがあれば教えていただきたいと思いません。

○議長（二橋益良） 今、質問の途中ではありますが、16番 中村博行君、私語を慎んでください。進行の邪魔になります。

それでは、答弁をお願いします。病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） それではお答えをいたします。

総務省の基準によります一般会計が負担する経費として、病院の企業債の元利償還金のうちの一部が対象となるものでございます。

平成14年度以降に起債を行ったものは企業債元利償還金の3分の2が対象となります。平成15年度以降に起債を行ったものは2分の1に相当する額を一般会計が負担するというものが基準内のものでございまして、本年度は基準内のものを計上しております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 元利償還金、借金の2分の1は一般会計から負担できるものなんですかね。これはするべきものなんですか。どちらですか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） お答えする前に、済みません、今の先ほどの答弁で、平成14年度以前ということ、以後と言ってしまうました。申しわけありません。以前のものが3分の2でございます。

これは総務省のほうの繰り出し基準というところで、本来の考え方でいうと、病院のほうでいいますと、繰り出しをしていただけるものというふうに解釈しております、というのは、なかなか公立病院のもので投資をしますので、それに対して市のほうが負担をすべきものというふうな解釈をしております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 私も少し勉強がてら、ホームページですとか、いろんなところを調べてみたんですけども、やはり負担をする補助の対象が、小児救急の電話相談ですとか、救急医療体制の確保だとかというようなものが対象になるよというふうなことでした。また、償還金の中身につきましては、そういったような内容がちゃんと含まれているのかどうかということも、常任委員会の付託、委員会のほうで精査をいただきながら、しっかりと審議をしていただきたいという願いを込めて、私の質問を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに議案に対して質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（二橋益良） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間、御苦勞さまでございました。お疲れさまでございました。

午後5時58分 散会
